

総務産業常任委員会審査会議録

1. 常任委員会日程 平成29年12月13日・14日

2. 会議を行った場所 箕輪町役場 301委員会室

3. 委員会審査順

審査順序	課 等 名	ページ
1	総務課	2～11
2	企画振興課・みのわの魅力発信室	11～14
3	税務課	14～15
4	産業振興課・商工観光推進室	15～27
5	建設課	27～29
6	水道課	29～39
7	議会事務局・監査委員事務局	39～41
8	請願・陳情	41～71

議事のでんまつ

○13番 中澤総務産業常任委員長 おはようございます。昨日一昨日と一般質問ということで大変ご苦労さまでございました。ただいま全員が出席をしております。ということでこれから総務産業常任委員会を開会いたします。

最初に一点ありますが会議録署名委員を指名いたします。6番 下原委員、それから3番 荻原委員を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

①総務課

○13番 中澤総務産業常任委員長 それでは総務課に係る付議事件の委員会審査を行います。ということで一番最初に議案第5号 箕輪町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について課長から説明を求めます。課長

○戸田総務課長 それでは議案第5号 箕輪町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして消防防災係長の方から説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○13番 中澤総務産業常任委員長 係長

○丸山消防防災係長 私の方から議案第5号 箕輪町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について説明をしたいと思います。新旧対照表で説明いたしますので議案書の資料2ページをご覧ください。今回の改正では第2条定員について消防組織法第19条第2項の規定に基づく団員の定数450人を50人減員して400人に改正するものです。議案書資料3ページをご覧ください。1の今回の改正案について各分団ごとの定数状況を表にしてあります。第1分団の現状77人を5人減員して72人に、同様に第2分団72人を14人減員して58人に、第3分団80人を3人減員して77人に、第4分団72人を5人減員して67人に、第5分団65人を13人減員して52人に、第6分団77人を10人減員して67人にそれぞれ改めるものです。2の分団ごとの階級別内訳状況については、今回の改正では役職団員でない各分団の団員の人数364人を50人減員して314人とするものです。3としまして参考データとして付けてあります。

一つ目ですけれどもこれまでの定員と実数の状況であります。二つ目が分団ごとの団員定数及び実数の状況を示しております。今回の改正ではこの実数の状況をかながみ定員の見直しを実施するものです。経過と定数削減の必要性についてですけれども、現在の定員につきましては平成15年度から450人の定員となっております。平成21年度には年齢上限を34歳から35歳に引き上げた経過がございます。また平成23年度からは女性団員の導入を図ってきており当初4人から今年度は28人まで増えております。平成27年度から常備消防の広域化が行われております。近年団員の確保が厳しい状況が続いており昨年度は27人の定数割れ、本年度は36人の定数割れとなっております。

また消防団員に登録されていても1回も活動に参加していない団員が200名以上いる状況であり、今年5月の消防委員会において消防団員数のあり方について町長から消防委員

会に検討をお願いし、それを受け消防委員会では小委員会をつくり検討してきました。7月、9月、10月に小委員会が開催され10月26日に消防委員会から町長へ検討の結果が答申されました。小委員会の中では450人を確保してほしいところではあるが、現状200名弱の実働数200名強の出席ゼロの団員がいることを考えると定数削減はやむなしと感じる。また定員を400名にするにしても団員をどう確保しどう出席してもらうかを検討することが大事。また現在の状況を考えると定数削減せざるを得ないと感じる。定年を上げたときの効果はあったのかについてですけれども、その年に1年団員が残っただけでほとんど効果はなかったということで報告がされております。また35歳までが他市町村より短く勧誘の際のメリットとなっているということでこれ以上年齢を上げるについて現役の団員の方からも上げないでほしいという意見が出ております。

そういったことから、定数削減は仕方ないと感じるが女性団員が増えたことは好材料であり、今後も女性団員に入ってもらい活性化を図っていくことが最善ということで意見がありました。また答申の中では消防団員の定数は50人削減して400人にするということと、あと各分団の定数については現在の各分団の団員数を考慮し割り振りを実施ということと、あと団員確保につきましては地域に潜在的にいる人を町区等の協力を得ながら今後確保していく必要がある。また女性団員については引き続き加入促進を図っていく、また今回消防団員削減の検討と合わせまして機能別消防団員制度というのを検討してまいりました。この機能別消防団員というのは消防団経験者で町内にいる方を対象に災害時等加入をしていただく制度でありますけれども、今回についてはこの制度を導入という形ではないんですけども、引き続きこの件については検討していくということで話がありました。また団員に対する処遇について引き続き消防団員に対する待遇改善に努めるということで答申等いただいております。今回この答申を受けまして50人削減をし、消防団員数の定員を400人にすることで条例改正を提案しております。また議案書1ページの附則にありますとおりこの条例は平成30年4月1日より施行するものと考えておりますのでよろしくお願い致します。以上で説明を終わります。

○13番 中澤総務産業常任委員長 細部説明が終わりました。質疑を行いたいと思いません。冒頭ですけれども大分マイクの感度が悪い時があるようです。ですので、必ずマイクのスイッチ入れるということとマイクに向かって発言をお願いをいたしたいというふうに思います。それでは質疑のある方は挙手をお願いしたいと思います。荻原委員

○3番 荻原委員 上伊那というか町内でもそうですけど企業協力団体みたいなものがある、自分たちの頃は農協の職員なんかは「火事だ、すぐとんでいけ。」というような話で、要は普通の会社の中で機能団体というのは幾つかどのぐらいかはちょっとそこら辺も分かるならあれですけど、そういったところで「や、火事だ、すぐ行かなければ。」というようなことがあると団員も出ていけると思うんですけども、そこら辺のところの会社の意識とかそこら辺のところちょっともし分かるのだったらどんな状態なのかお聞かせ願いたいんですけども。

○13番 中澤総務産業常任委員長 係長

○丸山消防防災係長 状況ですけれども年度当初に各企業宛てに団員から協力依頼というのは県で用紙の方を作成していただいたものを配布をしております、協力はいただいておりますこととは思うんですけども、やはり昼間火災等によりまして出動団員が少なくなっている状況もありますので、引き続きそういった部分も考えていく必要があるかと思えます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 荻原委員

○3番 荻原委員 やはり当然出すんですけども、昔は団長だとか副団長たちが歩いてお願いをしたりした経過があるんですけど今そういったことというのはないのでしょうか。

○13番 中澤総務産業常任委員長 係長

○丸山消防防災係長 私は本部長になって2年目になるんですけども、今日までの間について各企業そういった形で正副団長とまわったという経過はありませんのでその辺も合わせて検討はしていきたいと思えますので良い意見をいただきましてありがとうございます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 荻原委員

○3番 荻原委員 全て町内のそういった協力企業では団長副団長あたりが歩いて行くと、その意識というのも当然会社の持っている意識も変わってくると思う。ただ、(聴取不能)よりも大変かもしれないけれども、そういったことをすることによって警護的なものもあるしぜひ必要だと思えますので検討をしていただきたいと思えます。以上です。

○丸山消防防災係長 了解です。あと出初式におきまして消防団長表彰ということで企業の感謝状を送っている経過もありまして、30年度の出初式におきましてはJAの上伊那箕輪町支所の方に送るということで決まっておりますので、そういったことも引き続き行っていくということで考えていきたいかと思えます。よろしく申し上げます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 他にございますでしょうか。浦野委員

○8番 浦野委員 異動しているかは別として、登録410何人の今、現在は定員オーバー、これをやるとこのままいけば定員になるが定員を減らすことによるメリットについてお聞きします。

○13番 中澤総務産業常任委員長 課長

○戸田総務課長 今414人、登録団体います。先ほども説明したときに実働団員に200名前後、それから活動に参加していない人が200名以上いるということがあります。実際的には30歳を超えた団員で100名を超えるぐらいの実際に動けない団員がいるものですからそういう人は登録抹消してくものですから、早い話が今定員オーバーなだけけれども実際的には34歳、33歳を迎えた人の中で確実に参加できないという方を抹消していくということで、今言われた中でも多分実際の影響というのはないのかなと、それで今後もそのところを若い団員に順に切りかえて動ける体制の方へ持っていければというふうに考えています。

○13番 中澤総務産業常任委員長 浦野委員

○8番 浦野委員 ちょっと聞いたところによると、退職積立金みたいな共済費というのか、これがいわゆる定員400人×単価というようなことを聞いたんですがそれは大きなメリットにはなると思います。そういう中で先ほど経験者でとてもやる気のあるような人、確かに火事現場に行くとOBで昔やったことのある人が「こうしなきゃだめだ」と大変そういう消防に意識を持っていて、一生懸命手伝いもしてくれるということを考えれば、そういう話が出てくるということであれば、本当に動けない人は辞めて、動いてくれる人を入れて、その人たちに共済費を当てていくという形の方がいいと思います。その辺どうなんですか。

○13番 中澤総務産業常任委員長 係長

○丸山消防防災係長 機能別消防団員につきましては一応現役の消防団の方に確認をした中で、やはりOBが入ることのメリットとデメリットがあるということで、どうしてもOBが入ってしまうと分団長から発言ができなかったりなどというのを心配していたりとかOBは動けてしまうので、団員がそれに甘えてしまうということも意見として出ておりますのでその辺今後検討して行く中でそういった形のものも必要な部分もあろうかと思っております。ただ機能別消防団員、消防やめた方で企業に勤めている方がそういった形で活動ができるかというのもまだ検討してみないとわからない部分もありますので、その辺も引き続き検討して行く中でやはりOBの方が自営の方で出れるという状況であればですけど、やはり企業に勤めている方というのは一旦辞めてしまおうと年齢的にも出れない状況にもなってしまうかと思っておりますので、その辺も考慮していかないといけないかなというのは感じておりますので引き続き検討をしてきたいかと思っておりますのでお願いします。

○13番 中澤総務産業常任委員長 浦野委員

○8番 浦野委員 共済費の方は言うとおりであるか、それからそういうことになれば半分近く実働がないというふうになれば、もう少し逆を言えばもう50人とか減らしても良いと思うのですがその辺どうですか。

○13番 中澤総務産業常任委員長 課長

○戸田総務課長 先ほど答弁漏れで申しわけなかったのですが、要は退職の共済金というのかそれについては登録団員数で掛けているというのがあるものですから、当然50人いれば2万円弱なんですけれども1人、そうすると100万円ぐらいは減っていくというようなことが効果としてはあろうかと思っております。町長もできればもっと減らしたいという実働が200人で運営されていて何とか回っているところを考えると減らせるけれども、ただ現役の団長団員の皆さんにとっても団員を減らすということはやはりバックの心強さとかそういうのがなくなってくると。また機能別消防団員というのは企業の理解とか団員の理解とか、どういう体制、どういう保障をしていくかと、そこら辺のところが出てこないというのがありますけれどもそういう支援が増えてきて、各地域で活動していくことになればまた団員を増やしていく、定数に入ってくるので当然そういうことも今後ありうるかなというふうには考えています。

○13番 中澤総務産業常任委員長 小島委員

○1番 小島委員 やむを得ないだろうなということは前から分かっているんだけど、通常の災害のときは特に問題はないかなという感じはします。けども大災害のような時はどうかなということを感じるので、それで周辺市町村との協力体制というのは最近変わったようにも聞いているんだけど、それは今何となく私は分かっているような気がするんだけど、ちょっと確認の意味で説明をお願いしたいけれども。

○13番 中澤総務産業常任委員長 丸山係長

○丸山消防防災係長 消防に関して言いますと上伊那の市町村の応援協定というのが27年に結ばれておりまして、大規模災害等についてはそういった応援体制が取れている状況にあります。また（聴取不能）に伴いまして消防署、箕輪町で火災があった場合も辰野から、あと伊那からも来るという状況もありますので、そういった部分からも災害には対応ができる体制にはなってきているとは感じてはいるんですけども、やはり先ほど来出てるように出動してない団員がいるというのが現状ですので、それをどのように解消していくかというのは今後重要な課題かなというのは考えていますので、あと行事の見直しであったりそういった部分で消防団としても活動していきたいかとは思っているんですけどもこれはお願いになって申しわけないんですけども、議員さん方についても各地域に潜在的に団員に入れる若い人がおりますので、ぜひそういった方の協力を得られるような形で声がけをしていただくと非常にありがたいかなと思いますのでよろしくお願ひします。

○13番 中澤総務産業常任委員長 伊藤委員

○14番 伊藤委員 女性団員、これ全分団にはいないというふうにお聞きして一部の団に要は女性がない。それとお話を聞く中で女性団員が入ってきて明るくなってみんなが活発に活動が余計できるようなこともお聞きしています。そんな中でぜひ6年間のうちに7倍にも女性団員が増えた状況を見ますと今（聴取不能）団にも対象者はいると思うんですよ。そんなような方もまた声を掛けるなどして、女性としても1人では嫌だと、2人あるいは3人というような形で入っていただくような形のものを取れば、また男性の人たちも張り切ることができるということもあるかと思うのでそんな考慮もぜひお願ひしたいと思ひます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 係長

○丸山消防防災係長 ありがとうございます。一応答申の中にもありましたとおり、女性団員が入ることによって分団内が非常に明るくなっているというのがありますし女性団員の出動率というのは非常にいい状況でありますので、そういった部分も男性団員も引っ張られている分団もありますので、ぜひ女性団員を入れていく方向はいきたいかなと思ひていますので議員さんの中にもそういった知ってる方がいらっしゃれば情報をいただければ行きたいと思ひますので、お願ひしたいと思ひます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 下原委員

○6番 下原委員 人数を減らすということに対してどうこう言うつもりはございません

けれども、ただ出てこれない人たちに対してあるいは結果的に出てこない、そういう人たちに対してどういう理由があって出れないのか、時たま1回出られなかったというのは別にどうこうない、その都度少なくともいつも200何名というふうになるとある程度特定の人を限られてしまうというのにもなきにしもあらずというふうに思いますので、実際に出られない人たちの理由を聞いたことはあるんですか。例えば「勤務がこうだからこうだ」というのもそうですし、「俺は消防は入れさせられただけで元々興味はない」ということもあると思うので、要するに出れない人たちの意見をちゃんと聞いた上で本当に定員の数がそういうことだと、だけでもそれじゃとてもじゃないけど150人にもなってしまうとか100人くらいになってしまう、ではどうするかということは次だと思う、数字ありきじゃないと思う。だからどうして出れないなのか、どういうふうにしたら出れるのかということのステップのためにも出られない理由をはっきりとそれぞれの皆さん方の立場で聞いた上での対応できることは対応していくべきだと思うし、「あなたは出てこないから今度はクビだ」と、そういう言い方するかどうか知らないけれど、そういうことだけで切っていくという、(聴取不能)はまだ200何名なのでもっと減らせるんじゃないかというような話になったときに、応えようが出てきた人数と総人数とをやったときにそうになっていってしまうことがあるので、やっぱり出られない人には出られない人なりの理由があって出られない人たちだっているはずなので、そういうことをカウンセリングするなりして「俺は元々消防嫌だ」ということでこうだということだっているし、職場の環境もそうだしいろんな環境があると思うのでそういうことをやっぱり各分団やってみる必要性があるんじゃないかなと、そう思うけどいかがでしょう。

○13番 中澤総務産業常任委員長 係長

○丸山消防防災係長 自分も下原委員と同意見であります。やはり出てこない団員もそれ相応の意見があろうかと思っておりますので、その辺については確認を何らかの形でしていく必要があるのかなというのを感じております。ただやはり先ほど下原委員が言ったように勧誘に行った段階で名前だけという形で入ってる団員もいるということは聞いておりますので、そういったことも今後は絶対してはいけないことだと思いますので、確保する中でそういったことを言わないような形の勧誘の方向、あと行事ついでの連絡も全団員にいつているかどうかというのもちよっとわからない部分でもありますので、その辺も幹部に徹底をさせることで一人でも参加できる団員を増やしていくというのは今後必要だと感じておりますので、そのアンケートを取るかどうかというのは色々ありますけれども、実際飯島町で来ない方にアンケートを取ったということなんですけれどもやはり来ない方は全員「今後も出る予定はない」という形の回答をいただいていたということで、なかなかそれをもたらしてしまうと余計厳しいかなと思っておりますので、アンケートではなくて何らかの方法で確認できるところからしていく方がいいのかなというのを感じておりますので、全員というのはなかなか厳しい部分があろうかと思っておりますので、分団長を経由して聞くなりそういった形ですべての団員に声をかけるところからスタートしたいかなと思っております。

のでお願いしたいと思います。

○13番 中澤総務産業常任委員長 下原委員

○6番 下原委員 今の話じゃございませんけれどもやはり本人と向き合って話をする、そうすると萩原委員の言うように職場があつてあるいは職場が遠くてとか、あるいは職場の理解を得られないとかということだつてあるかもしれません。そういうようなことの中で元々今言うように、消防団でただ名前だけで置いてほしいという方もいるかもしれないし、そういうようなことに対して本当にそれが適切なのかどうかということを考えながら人員削減、削減が悪いと言ってるのではなくて本当の意味の消防団員として活動していただけるような感じ、皆「はい、はい、100%出ます」なんていう人は逆にいないわけですから、そういう部分もあるものですからそういうことを本当に実情、現状をしっかりと把握して対応を取っていくというやり方をしていかないと「よかった」と口に出して言うか言わないかは別として段々、段々（聴取不能）になっていってしまつて「どうするんだ」と、こういう話になってきてしまうのでぜひその辺のところは各幹部の皆さん方にご足労でもアンケートを取つて紙に書いてなんていうのはそれは全く私は（聴取不能）はちょっと違うような気がするのでその辺のところはご苦勞だけれどもそういう方法を講じて結果としてこうだつたというふうに持っていつてもらいたいというお願いをしていきたいというふうに思います。

○13番 中澤総務産業常任委員長 係長

○丸山消防防災係長 貴重な意見いただきましたのでその辺も行っていきたいかと思いません。

○13番 中澤総務産業常任委員長 浦野委員

○8番 浦野委員 今の何年も活動していないような、その団員に対して先ほどの退職金の関係、それもいわゆる通算で当然支給するようになるんですか。

○13番 中澤総務産業常任委員長 係長

○丸山消防防災係長 退職金につきましては出勤をしていない団員については払わない。また年度の団員報酬についても払われていけませんので全く出していない団員についてはそういう体制で今後もいきたいかと思つています。

○13番 中澤総務産業常任委員長 よろしいですか。他にございますか。

（「なし」の声あり）

○13番 中澤総務産業常任委員長 質疑がないということですので討論を行いたいと思います。討論ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○13番 中澤総務産業常任委員長 討論なしということで、それでは採決をいたしたいと思つています。議案第5号 箕輪町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 異議なしと認めます。それでは原案のとおり決定を致すこととして本会議に報告をしております。

続きまして議案第6号 平成29年度箕輪町一般会計補正予算のうち、総務課に係る部分についてを議題といたします。では課長の方から説明をお願いいたします。課長

○戸田総務課長 それでは議案第6号 平成29年度箕輪町一般会計補正予算(第5号)の総務課に係る分につきまして各係長の方から収入支出の順を追って説明いたしますのでよろしくをお願いいたします。

○13番 中澤総務産業常任委員長 係長は名前を入れて言ってください、3人されるのであればすみません、お願いいたします。

○丸山消防防災係長 よろしく申し上げます。議案書の17ページをお開きいただきたいと思っております。22款の諸収入の関係であります。雑入の関係でコミュニティ助成事業補助金減ということで、消防団費100万円減をしております。こちらにつきましてはコミュニティ助成への補助金が見つかなかったことに伴いまして一般財源での組替えへということで補正の方しておりますのでよろしく申し上げます。

○井上セーフコミュニティ推進室係長 20ページをご覧くださいと思います。02総務費の関係です。01の総務管理費でございます。0203防犯推進事業費でございますけれども、11-01消耗品費でございます。セーフコミュニティの関連消耗品の増ということで25万3,000円計上させていただいております。防犯パトロール中ということでマグネットシートになるんですけれども、車へ両面左右に張りつけまして防犯パトロールをしているということでイメージするものでございます。役場の公用車だとか(聴取不能)パトロール隊、また見守り隊に皆様に現在お配りしておりますが、非常にものがちょっと古くなったということでご指摘ございまして150台分の購入ということで計上しております。

○川合総務係長 続きまして0204公用自動車管理費でございます。委託料として37万2,000円の増ということで、町有バス車両管理委託料の増ということでございます。これにつきましては年度途中で故障がありまして修繕で対応する部分、伊那バスに委託を全部任せておりますのでその部分が増になりまして、今後の指数の委託料がちょっと不足するというので今回増額補正をさせていただいているものでございます。続きまして21ページでございます。0232の財産管理費でございます。12の役務費で06保険料の増ということで23万8,000円計上させていただきました。こちらにつきましては沢保育園の新築に伴いまして保険適用の設備が変更になったということで増額補正をさせていただいております。

○井上セーフコミュニティ推進室係長 22ページの方をご覧くださいと思います。続きまして0241交通安全対策費でございます。11-06の修繕費でございますけれども、防犯街灯・交通安全施設等修繕増ということで75万5,000円計上させていただいております。こちらにつきましては年度の途中でカーブミラーだとか防犯街灯等故障、破損等出てまい

ります。今年度につきましても年度途中で派生して現行の予算の中で処理できない分ございます。カーブミラーが4カ所、防犯街灯3カ所現在予定をしております、75万5,000円の増ということで計上させていただきました。続きまして13-01委託料でございます。こちらにつきましては協会立会等測量調査業務委託料ということで29万9,000円を計上させていただきます。これにつきましては中原の中央道のバス停から東に下ってきまして、町道377号線になりますけれども、こちらと春日街道との接続する交差点の箇所になります。こちらの区だとかPTAの皆様から信号機の設置要望の方でございます。公安委員会の方と設置に向けて協議を進めてまいりましたけれども、道路境の町有地と民地につきまして境界の方はっきりしていただかないと協議の土俵に乗らないというご指摘ございましたので、こちらの方を補正で計上させていただいてるという状況でございます。

○丸山消防防災係長 36ページをお開きいただきたいと思います。0911の消防団費、先ほど収入の方で説明をしたんですけども100万円の財源組替えということで挙げております。内容につきましては消防団の分団期の更新ということで今年度予定しているものであります。そちらの財源の組替えということで挙げてありますのでよろしく願います。

○田中人事係長 続きまして人件費の補正の関係を一括して説明させていただきたいと思います。ページにつきましては44ページをお願い致します。今回の補正の主な要因といたしましては6月補正時からの育児休業、年度途中退職者等人事異動に対応する部分と、補正時に再度見積もり積算した際、見込みが変わった部分について補正するものでございます。まず給料につきましては増額要因と減額要因ございまして、増額要因につきましては下水道事業と他団体へ派遣になっていた職員が戻ってきたことによるもので2人分増となっております。また育児休業取得に対応するため補充で採用をして1人増となっております。金額として799万4,000円の増となっております。減額要因といたしまして年度途中退職者に対応するもの1人分、育児休業取得に伴うもの5人分ということで金額としまして1,212万2,000円の減となっております。その他の差額につきましては社会人採用者や育児休業からの復帰者の復職時の適用合法が見込みと変わっているところで再度積算した結果による部分も含まれております。

次に手当でございますが先ほど申し上げました職員の異動に伴う部分と各種諸手当の支給対象者の変動及び再度積算した結果による補正となっております。手当の細部につきましては職員給与費明細書の職員手当の内訳に記載してあるとおりでございます。他の各件につきましても異動に伴うもの、再度見積もりによるものというものでございます。人件費につきましてはの説明は以上でございます。

○戸田総務課長 以上で説明を終わります。

○13番 中澤総務産業常任委員長 それでは細部説明が終わったということでございます。質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手してお願いいたします。浦野委員

○8番 浦野委員 先ほどの予算が付かなかった、国の予算が付かなかったということで、分団期の更新ということですが予算がつかなかった理由はあるんですか。

○13番 中澤総務産業常任委員長 丸山係長

○丸山消防防災係長 コミュニティ助成事業と言いまして県の事業なるんですけれども理由については特に報告をいただいてないんですけども、他の事業の方が大分大きい事業があったということで今回漏れてしまったということで何となく聞いている状況であります。

○13番 中澤総務産業常任委員長 他にございますでしょうか。よろしいですか。質疑はないということでございますので討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 よろしいですか。それでは採決を行いたいと思います。議案第6号のうち総務課に係わる部分につきまして原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 異議なしと認めます。それでは議案第6号 一般会計の補正予算、総務課に係る分は原案とおりに決するものといたします。ありがとうございました。

【総務課 終了】

②企画振興課・みのわの魅力発信室

○13番 中澤総務産業常任委員長 それでは議案第6号 一般会計の補正予算企画振興課みのわの魅力発信室に係る部分について審議をさせていただきます。説明を課長の方からお願いをいたします。課長

○中村企画振興課長 それでは補正予算(第5号)につきまして当課に係る部分についてお願いしたいと思います。今回の補正につきましては地方消費税交付金、(聴取不能)消費税交付金、地方交付税など歳出につきましては総務費、公債費などございますので細部につきまして係長が説明しますのでよろしく申し上げます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 申し上げないけど最初にお名前だけ言ってください、係長さん。何人かで説明されると思うのですみません。

○高橋財政係長 それでは議案第6号 平成29年度箕輪町一般会計補正予算(第5号)についてお願いをいたします。補正予算(第5号)の7ページをおめくりください。第3表の地方債の補正でございます。公共事業等の差異ということで補正前が3,420万円、補正後が5,520万円ということで2,100万円の増額補正ということでお願いをしたいと思えます。内容につきましては防災安全社会資本整備総合交付金事業増額に伴うものでございます。続きまして10ページをご覧ください。歳入でございます。地方消費税の交付金ということで5億1,000万円を4億8,500万円ということで地方消費税交付金の減ということで、マイナス2,500万円ということで計上してございます。続きまして下のページ11ページをご覧ください。地方交付税でございます。地方交付税につきましては1億3,000万円の増額ということで20飛んで1,871万円と補正後の金額ということになってございます。続き

まして15ページをご覧ください。19款の寄附金でございます。一般寄附金の方でございますけれども一般寄附金としまして161万8,000円の増ということでございます。こちらにつきましては荻原製作所さんとサツマイモの稲の生産組合の解散に伴う寄附金ということでそれぞれ100万円と61万8,000円ということで寄附をいただいたもの計上でございます。

○鈴木まちづくり政策係長 続きまして15ページの2目 総務費寄附金でございます。こちら4,000万円の減でございます。こちらにつきましては10月から高価な返品等を廃止をいたしましてその見直しによりますふるさと応援給付金の減の4,000万円でございます。

○高橋財政係長 続きまして16ページをご覧ください。20款の繰入金でございます。財政調整基金でございます。補正前3億6,000万円につきまして今回6,000万円の減をしまして3億円の減とすることでございます。今回補正に伴う基金への(聴取不能)ということで減ということになっています。

○鈴木まちづくり政策係長 21ページをご覧ください。21ページの0235企画費でございます。こちらふるさと応援給付金の減に伴います手数料、委託料、積立金の減でございます。手数料でございますが公金支払いサービスの部分の決裁手数料の減43万3,000円の減でございます。続きまして委託料でございます。こちらシステムだとか返品品の配送管理等の委託料の減2,345万6,000円でございます。25の積立金でございますが、こちらはふるさと応援寄附金の歳入の減に伴う減4,000万円でございます。

○清水みのわの魅力発信室係長 0236の移住・定住促進事業費になります。21ページになります。11の需用費、燃料費につきまして6万3,000円の増、そして光熱水費につきまして3万円の増となっております。22ページになります。役務費の手数料としまして6万円の増となっております。いずれも体験住宅の利用者増による増額となっております。

○高橋財政係長 それでは42ページの方をご覧ください。42ページ12款の公債費でございます。こちらにつきましては長期債の償還金でございます。元金の増ということで356万7,000円、それから利子の方としまして長期債の償還金の利子減ということで356万7,000円ということで増額となっておりますけれども、こちらにつきましては組替えということでお願いをしたいと思っております。続きまして43ページをご覧ください。14款の予備費でございます。今回の補正に伴う予備費の増ということで591万6,000円の増ということで、補正後3,817万9,000円ということになってございます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 以上で細部説明が終わったようでございます。質疑を行います。質疑ございます方は挙手をお願いいたします。浦野委員

○8番 浦野委員 ふるさと納税については、総務省の通達でいわゆる返戻金は(聴取不能)はできないというふうになって、当然私もふるさと納税そのものがずっと縮小されてしまうと思ってたらこの前なんかで増えているというようなことを聞いたんですが、当町では減るというような声(聴取不能)を立てるんですがその辺にどうなんですか。

○13番 中澤総務産業常任委員長 課長

○中村企画振興課長 全国的な傾向としましては減ると思います。前年に比べると減ると

思うんですけれども当初から比べると途中からいろいろやって増額補正をしているところもございます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 浦野委員

○8番 浦野委員 その中で当町としては今までの例えば11月までとかそういうことの中でここは減額しとかなければいけないということですね。ほかにございますでしょうか。

○13番 中澤総務産業常任委員長 荻原委員

○3番 荻原委員 移住・定住推進事業の増ということですけど、これ要は体験されたいという方が増えたということだと思うんですけど、どのくらい増えたのか、お願いします。

○13番 中澤総務産業常任委員長 課長

○今井みのわの魅力発信室長兼政策調整担当課長 体験住宅の人数、まず体験住宅の利用の日数で申し上げますと平成28年度が7月からオープンをしておりますので7月から3月までで合計74日間、今年度12月補正をお願いをした時点、9月末になりますけれども4月から9月末で111人、単純比較ができませんが1.5倍ぐらい、利用日数としては増えているということから今回の燃料費等の増額をお願いをしていると、今後の見込みを含めてなんですけれどもお願いをしているというところがございます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 荻原委員

○3番 荻原委員 これ嬉しいことだと思うんですよ。我々が視察行ったところなんかひと月くらいそういったものを体験的にというようなこともあったりするんですけども、当然休みだとか色々時期とかあると思うんですけどもそういった来てもらいたいといったときにそれを例えば2週間ぐらいしたいんですけれどもというようなもし要望が出たときにはそこら辺の対応というのはできるんでしょうか、それともだめですよって断るんですか。

○13番 中澤総務産業常任委員長 課長

○今井みのわの魅力発信室長兼政策調整担当課長 基本的には事前にご予約をいただいて一応先着順ということでやっておりますので、空いている中での調整をさせていただくということになりますので、本年度につきましてはおかげさまで7月、8月はほぼいっぱい稼働させていただきました。6泊7日、一応基本として無料で行っておりますのでその間空いている中で調整をさせていただいているという状況でございます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 荻原委員

○3番 荻原委員 一応7日間ということですけど例えば新たにまたすぐに今度夏場多いかもしれないけど、冬場になったときに例えば10日くらいなんとかなりませんかとかって言ったときには対応的なものというのはどうなるんですか。

○13番 中澤総務産業常任委員長 今井課長

○今井みのわの魅力発信室長兼政策調整担当課長 冬場の空いたときに6泊以上をお借りをしたい。おっしゃるように夏場に比べれば冬場の方が昨年も落ちてはおりますのでこれからもっと利用していただきたいのでPR等もさせていただきたいと思っております。基本的には6泊7日ということで決めておりますので、そういった中でお願いをしていきたいと思

いますが10日とか20日とか、今のところそういったご希望はいただけていないんですけれど、もしそういったご希望があれば柔軟に対応していきたいと思っております。

○13番 中澤総務産業常任委員長 浦野委員

○8番 浦野委員 体験住宅、体験された方の中で箕輪町に住んでみたいというような、そんなような問い合わせ等はございますか。

○13番 中澤総務産業常任委員長 課長

○今井みのわの魅力発信室長兼政策調整担当課長 体験住宅をご利用いただく際に町内案内、移住者との交流、農業体験を一応希望していただけてそれでご案内をさせていただいております。空き家バンク等に登録してある物件を紹介してほしいという方にはご紹介をさせていただいているところであります。昨年からこれまでに移住体験住宅を活用したのが直接的なきっかけかどうかというのはちょっと別としまして、体験住宅を利用した方で定住された方が4組ございます。大人の方が7人、子供1人で計8人体験された方で定住された方がいらっしゃいます。こういった方をちょっと増やしていければということでもたPRをしていきたいと考えています。

○13番 中澤総務産業常任委員長 他にございますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 質疑はないというふうに認めます。討論はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 なしと認めます。それでは議案第6号 一般会計補正予算の企画振興課みのわの魅力発信室分について採決をいたします。原案のとおり決することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 異議なしと認めます。それでは原案のとおり決するものといたします。

【企画振興課・みのわの魅力発信室 終了】

③税務課

○13番 中澤総務産業常任委員長 それでは税務課についての審査を開始をいたしたいと思っております。議案第2号 箕輪町税条例の一部を改正する条例制定について課長の方から説明をお願いいたします。課長

○深澤税務課長 議案第2号 箕輪町税条例の一部を改正する条例制定についてお願いしたいと思います。議会の初日に提案の説明を申し上げましたけれども重ねての説明になりますがお願いいたします。この条例は平成29年4月1日施行の地方税法及び地方税法施行令の一部を改正する法律等が同年3月31日に交付を受けたことを受け、箕輪町税条例の一部を改正するものでございます。なお、先の4月臨時議会で専決処分のご承認をいただき

ました内容とは別に今回改正をお願いするものでございます。主な内容としましては議案書の3ページをお開きください。新旧対照表でございます。控除対象配偶者とある文言が同一生計配偶者というふうに定義の変更に伴いまして規定の整備を行うものでございます。こちらの改正は平成31年1月1日の施行でございます。めくっていただきまして4ページをご覧ください。こちらの方は軽自動車に関する規定の整備でございます。平成28年の6月議会で一部改正をしたものでございますけれども、今回改めて規定をし直すということで施行期日につきましては平成31年の10月1日となっております。もう1枚おめくりいただきまして6ページをご覧ください。条例改正の概要でございます。現在は所得控除が33万円の対象となる配偶者の給与収入の上限を103万円としておりますけれども、この上限を150万円に引き上げて配偶者特別控除の対象となる給与収入を200万円にまたこちらの方も引き上げるというものでございます。内容といたしますと以上でございますので審議のほどよろしくお願いいたします。

○13番 中澤総務産業常任委員長 説明は終わりのようでございます。ご質疑ある方は挙手をお願いいたします。ございませんか。浦野委員

○8番 浦野委員 軽自動車の税が下がるんですがこれによって地方税にどのくらいの影響が出てくるのかということに分かれれば、総合でいいです。

○中澤委員長 課長

○深澤税務課長 今回のこの軽自動車税の改正というのは消費増税が10%になるということで31年10月に改正があるということでそこに影響してくるものでございます。影響額につきましては現段階ではちょっと具体的に算出をしてございませんので申し訳ございませんが不明でございます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 他にございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 なしでよろしいですか。討論もございませんか。

(「なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 なしと認めます。議案第2号 箕輪町税条例の一部を改正する条例制定について採決を行いたいと思います。本案につきましては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 異議なしと認めます。ということで箕輪町税条例の一部を改正する条例案制定については原案のとおり決するものといたします。

【税務課 終了】

④産業振興課・商工観光推進室

○13番 中澤総務産業常任委員長 議案第1号 産業支援センターみのわ設置条例制定について細部説明をお願いいたします。

○三井産業振興課長 議案第1号 産業支援センターみのわ設置条例制定について本会議でも一部ご説明させていただいた部分もございますが、改めてここで概略等を説明させていただきます。担当の係長より説明申し上げます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 係長

○小田切商工観光係長 議案第1号の1ページ目をご覧ください。この条例ですが産業支援センターみのわ設置条例でして第2条の設置のところをご覧くださいと思いますが、産業の活性化と振興を図ることを目的として、町内で新規事業を開始しようとする者に創業及び研究開発の場を提供するためセンター設置するとしてございます。第3条では名称及び位置、また第4条では定義といたしまして2ページをご覧ください。その定義の中で第1項としまして創業支援オフィスとしまして、こちらは創業支援を目的に整備された個別型のレンタルオフィスをいいます。第2号ではコワーキングスペースといたしまして、一つの部屋の中に4つくらいの座席を設けました、そういった共同型のレンタルオフィスをコワーキングスペースとしております。それ以外に研修室といたしまして広く研修ですとかセミナーそういったものに使っていただくスペースを研修室としてございます。

続きまして使用対象者ですが定義にありました創業支援オフィスを使用できる者は1から3までに書いてあるとおり、概ね半年以内に町内で新たに事業を開始しようとする者、尚且つ町外において事業を開始した日以後5年を経過していない者というふうにしてございます。町内から家賃が安いからといって創業5年以内で移動されては不動産業界にもいろいろ問題があるので、町外からなら5年以内なら認めますよということでこういうくくりをつけてございます。あとは3番としては新しい技術、素材、市場等の研究開発テーマを持ち、その事業化を目指す意欲と能力がある者ということにしてございます。一方コワーキングスペースと研修室をできる者は使用者の制限をもう少し緩めてございまして、町内産業の活性化と振興を図るために使用するものというふうにしてございます。第6条は飛ばしまして第7条ですが、創業支援オフィスの使用期間は3年以内としてございます。いつまで経っても起業しないというのでは困るので、一応最長でも3年しかその部屋は借りられませんよということで3年とさせていただきます。第8条から9条、10条、11条については目的外使用の禁止ですとか使用許可の制限、また使用の許可の取り消しなどが載ってございます。

第12条ですが使用者は使用料を納付しなければならないということで、この使用料の額は4ページの方をご覧ください。別表になります。まず別表の1の創業支援オフィスの使用料ですがオフィスは1から5までちょっと面積が少しずつ違ってございますが5つの部屋がございまして、使用料といたしましては月額そちらに書かれているとおり一番安いもので1万2,100円から一番大きなところで2万300円となっております。こちら伊那市ですとか他のところでやっている創業支援オフィスの単価等を考慮しまして、一応1平米当たり500円の計算でこの額がなっております。普通の一般のところを借りると思えばかなり安くなっているのかなと思っております。2番のコワーキングスペースの使用料ですが

大体一人当たり1平米ぐらいのところになるんですがこちらの方は1日当たり100円で貸し出します。3番目の研修室ですがこちら一応大きな部屋なんですがパーテーションと言いますかスライディングボールで研修室1と研修室2というふうに分かれるようになっておりまして、それぞれその面積に応じて6時間以内1日ということで料金の方を設定させていただきます。その備考にあるんですがただし営利または営業のために使用する場合の使用料の額はここに書いてある4倍の額をいただきますよというふうにしております。こちらの方は文化センター等の条例等を見まして、同じような4倍というふうを設定させていただきます。

では3ページの第13条に戻りください。第13条で創業支援オフィスの使用者は電気料を負担するものとしてございます。その施設ですがトイレがありまして水を飲んだりする洗面所があるんですが、そちらの方の水道代は共有ということで町の方で負担するんですが電気代だけは各部屋にエアコンがついたりするので使用者によって全然使うところ、使わないところで差があるので電気代だけはすみません、メーター管理によって負担していただきたいということで使用料とは別に電気料の方の負担をここで記載させていただいております。第14条から17条につきましては書いてある通りでございますのでよろしくお願い致します。附則になります（聴取不能）いただいた暁には平成30年4月1日から施行したいと思っております。なお、附則の2といたしまして箕輪町の議会の議決にすべき公の施設の利用及び廃止に関する条例ということで、第3条、第17号産業支援センターみのわということで改めさせていただければと思っております。その後準備行為ですが4月1日から何とか受け入れを可能にしようと考えております。そのためには事前に申請ぐらいはしていただいた方がスムーズだろうということで、それを受けるために準備行為として不足に出させてさせていただいておりますのでよろしくお願いいたします。あくまでも条例ですのもっと細かい細部についてはこのあと管理規則ですとか管理要領を定めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。簡単ですが、以上です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 細部説明がここで終わりました。ただいまの説明につきまして質疑のある方は挙手を願います。浦野委員

○8番 浦野委員 電気料の徴収方法なんですが、メーターをつけるのかあるいは定額時間なのか、その辺をお願いします。

○13番 中澤総務産業常任委員長 小田切係長

○小田切商工観光係長 中部電力との契約は町と中部電力で1契約です。それに対しまして子メーターを室内に相談室の中に各部屋ごとのメーターを付けましてそれもこちらで検針をいたしまして全体から案文をして「あなたの先月は幾らですよ」ということで使用料と一緒に徴収するということになっておりますので基本料金がそれぞれに掛かるわけではないので、電気料金もそんなには負担にならない額で済むのかなと思っております。以上です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 伊藤委員

○14番 伊藤委員 今言ったように水道料はただということですが、例えばお湯を沸かしたりするようなガスなんかを使用するような場合は施設がつけられるのか、またその料金等はどのようにするの。

○13番 中澤総務産業常任委員長 係長

○小田切商工観光係長 水を使うと言っても今伊藤委員言われたように水を飲んだりコーヒーを沸かす程度だと思いますので、そんなにはものすごい量じゃないだろうということ。水道は町の方で負担しましょうよと。ガスは今まで入っていたんですが、今度は使わずに電気になります。それも皆さんで測定するわけにいかないの、そんなにはずっと湯を沸かしているわけじゃないと思いますので町の方で基本的に負担するようにしています。一応自動販売機が外につくということなので、面倒くさい方は多分そちらを使われるのかなと思っておりますのでよろしく願いいたします。以上です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 他にございますでしょうか。荻原委員

○3番 荻原委員 施錠、多分それぞれ夜遅くまでやるとか、朝早くに来るとかというあれがあると思いますがそこら辺のどんなシステムになっているのでしょうか。

○13番 中澤総務産業常任委員長 係長

○小田切商工観光係長 今頭を悩ませているところなんです、一応基本的には表のところは例えば10時になったら自動で電気錠で掛かるようになっています。中にいる人たちがそれ以降に出ていく場合はもう一個、南側に抜ける裏口のようなところがあるのでそちらから出ていってくださいと。もう1回、例えば真夜中の2時とかに目が覚めたから仕事に行きたいとかなった場合は、コワーキングスペースではなくて個別支援オフィスの方々には暗証番号を覚えておきますので、それを入力していただいて入ってくるというような恰好を考えております。以上です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 下原委員

○6番 下原委員 5 オフィスでこれをやっていくということで今も要求はかなりあるのかどうかということ（聴取不能）ということ、5 オフィスで足りないんじゃないかとかというような状況になったときはどうするんだと、片側では入れた、片側では入れないというような状況ができるだろうし、また今現在はそんなないけれどもこれから先そういうことが起こり得るであろうという、先取りの形で準備したいよということなのか。その辺のところの見通しとかそんなものはどんなふう考えられていらっしゃるのでしょうか。

○13番 中澤総務産業常任委員長 係長

○小田切商工観光係長 二つタイプがありまして、創業支援オフィスには一つは工業系の小さい工場ばかり集めた創業支援オフィスと、そうではなく今回のうちの場合はそうなんですけど、どちらかという事務系といいますか、そこでパソコンを使ったりして物をインターネットで販売したり、コールセンターを設けたりとかそういう系と大きく分けて二つございます。うちはどちらかという事務系です。伊那市にあるのは工業系でして伊

那市の方は満杯だと聞いております。一方事務系はうまくいっている、例えば富士見町さんの例もあるんですが、うまくいっていないあまり例出すとあれかなと思うのですが、飯山市さんとかはいっぱい部屋があるわりには空いている状況と聞いております。なのでその部屋数とか聞いてますとわりとすごい量なんです。それに比べたらうちは五つですので、五つぐらいなら何とかいけるのではないかなと思っております。今後将来どうなるかわかりませんが、工業系でも同じようなのが必要だということであれば、それはそのときでちょっとあそこで工業系をやるとするのは多分敷地的にも厳しかったりするかと思しますので、そうなったらまた次の策で考えていかなければならないかなと思ひまして、今回はどちらかという事務系ということで考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 下原委員

○6番 下原委員 そういうものが欲しいという、あるいはそういうところがあればそういうところに移したいというような企業が何社かあると、こういう解釈でよろしいですか。

○13番 中澤総務産業常任委員長 係長

○小田切商工観光係長 言いづらいですけれどもあまりやる前から唾つけるのもどうかなというところがあるので、今はどちらかと言うと当たってもらっているような状態です。そういう中では幾つかはあるんですけれどもどこまで本当にこの条件で来てくれるかというのはまだ定まっておりません。基本的には新規で創業する内容を見させていただいて「この内容じゃちょっとお貸ししても3年以内には起業難しい」ということになりますとちょっとというふうにもなりますので、その辺のところは申し込んだ内容ですとか順番等、いろいろ精査していただいでやっていきたいなと思っております。殺到して5件以上応募があるような状態なら万々歳なんですけれども、実際にはなかなかやっぱり厳しいところがあるかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 伊藤委員

○14番 伊藤委員 商工会と隣り合わせになると思うんです。その関係、前のように通路で繋がっているようなことがあったんですけどそういうような関係で商工会との関係はどんなふうに対処していくわけですか。

○13番 中澤総務産業常任委員長 係長

○小田切商工観光係長 明日視察に行ってくださいますので建物の構造的にどうなってるはまた明日説明させていただくんですが、基本的に入り口が東側につきまして、商工会の入り口も同じ入り口を使います。入って行ってロビーというかがあるんですが、すぐ右手が商工会、左手が創業支援オフィスというふうになりますのでより今までより機密に、関係性は保たれて仕事上でもいろんな連携ができるのではないかと感じております。以上です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 浦野委員

○8番 浦野委員 創業支援オフィスの方は月額で契約、コワーキングスペースの方は時間とかということになるといわゆる申し込み方法、事前に何日まででないダメなのか、あるいは急でもいいのか。それから料金の徴収方法、この辺は細則の方で決まってくると思うんですがどういうふうに考えているか。

○13番 中澤総務産業常任委員長 係長

○小田切商工観光係長 浦野委員さんがおっしゃるとおりですね、創業支援オフィスの方は基本的に1月単位で借りていただきますので、その翌月末日までに私どもの方からいくらですという、電気代とともに請求をして納めていただくと。でコワーキングスペースと上の研修室を使う場合には、申し込み時にお金を納入してくださいよというふうに考えております。ここには載ってないんですが実際は商工会さんがすぐ隣りにいらっしゃいますので、商工会さんの方にそういった備品の管理ですとか受付けですとか料金の収集、そういったものを委託という形でお願いしたいと思っております。今までの産業会館のときもそうだったんですけど、1カ月分をまとめて町の方に商工会の方から入れていただくという、そういうような格好をとりたいと思っております。以上です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 浦野委員

○8番 浦野委員 そうすると今まで委託料をいただいたんですが、現実には委託料というのは全て（聴取不能）消えてしまいます。実際に色々の受付の手数料とかは、実際には全然回らないのが現状です。これから清掃委託とかそういうものも入っていると思うんですが、その辺で本当は補助金がいってるからという世の中でわからないんですが、そういう意味でいうと本当をいうとそういうことをやっていただく手数料、委託料というふうになると思うんですが、委託料について考慮をいただくのかどうかということをお教えください。

○13番 中澤総務産業常任委員長 係長

○小田切商工観光係長 来年度の実際には4月1日からになりますので、来年度予算の関係だと思えますけれど、今考えているのは平成27年度や26年度も産業会館の方を商工会さんをお願いしてましたので、その金額をベースにそこには今まで清掃費ということも含まれていたんですが、清掃の方も新しい施設で手を入れていかなければいけないということもありますので、清掃はちょっと別にして少し委託料の方を上げさせていただいてお願いしたいというふうに考えております。以上です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 他にございますでしょうか。荻原委員

○3番 荻原委員 使用許可制限の要は反社会的勢力という文面ありますけども、これなかなか素性はないと思うんだけど、そこら辺のところって難しいと思うんだよね。どんなふうに考えているんでしょう。

○小田切商工観光係長 多分第9条の拡散ですとかそういったところなのかなと思いますけれど、受け付け業務を商工会さんの方をお願いするに当たって要は判断に困るときとかはすぐ目の前に我々がいますのでちょっと一報入れていただいで、私どもが駆けつけ

てその上であくまでも町側が判断するというふうな体制をとっていきたいと思っています。結局見た目にもしかしたらなるかもしれないんですけど、判断に困ったときはその場ではとりあえずは申請は受け付けずにその上でというふうにするしか手だてはないのかなと思っております。以上です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 他にございますでしょうか。質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○13番 中澤総務産業常任委員長 以上で質疑を終結いたします。討論はございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○13番 中澤総務産業常任委員長 なしと認めます。議案第1号 産業支援センターみのわ設置条例制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決するものとするにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○13番 中澤総務産業常任委員長 異議なしと認めます。それでは本案は原案のとおり決するものといたします。

引き続き議案第6号 箕輪町一般会計予算産業振興課、それから商工観光推進室に係る分についてを審査いたします。では課長の方から説明をお願いいたします。三井課長

○三井産業振興課長 それでは議案第6号 平成29年度箕輪町一般会計補正予算(第5号)の産業振興課分につきまして細部についてご説明させていただきます。なお人件費、異動等での職員の人件費の増減については総務課の管轄となりますのでそちらの部分以外でご説明をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それではそれぞれ担当次長、係長より説明申し上げます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 唐澤係長

○唐澤農業委員会事務局次長 そうしましたら補正予算の13ページ、歳入からご説明申し上げます。16款 国庫補助金の2項6目 農林水産業費国庫補助金でございます。こちらの機構集積支援事業費の補助金の減額でございます。176万9,000円、こちらの方は歳出の方で説明を申し上げますが非常勤職員分の補助金として充当しておりましたがこちらの方を減額するものでございます。これに関します歳出の方をご説明いたします。予算書の30ページになります。6款 農業水産業費、0601 農業委員会費でございます。先ほどの国庫補助金の方は01の非常勤職員報酬に充てておりましたが、4月の人事異動で農業振興係と兼務しております正規職員が配置されたことによりまして、その分の非常勤職員の方の報酬、職員手当、共済費で費用弁償の方を減額をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

歳入に戻っていただきまして農業者年金委託手数料17ページ、22款の諸収入でございます。雑入2のところに0603 農業者年金委託手数料として14万4,000円の増額をお願いす

るものでございます。歳出の方をご覧ください。歳出が30ページになります。0603 農業者年金事業費でございます。報償費を11万4,000円、消耗品費を3万円増額をお願いするものでございます。こちらの方は例年どおりの歳入ということに見込んでいたんですけれども28年度の実績によりまして29年度分新設された手数料が増えたことによる増額になります。計が45万2,000円になっておりますがこのうちの手数料の補助金が43万8,000円、一般財源が1万4,000円でございます。農業委員会事務局につきましての説明は以上でございます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 係長

○市川農業振興係長 農業振興係の関係は歳入のみとなります。予算書の15ページをご覧ください。19款の寄附金のところでございますがこの中の一般寄付金161万8,000円となっております。このうちの61万8,000円につきまして箕輪町サツマイモ苗生産組合という組合がございました。ございましたというのは解散をしたということでありまして、芋焼酎の原料となるサツマイモ苗を地元産で賄おうということでかつて苗の生産をされていた任意組織、組合組織がございました。この組織が解散をしたということでございます。過去に3カ年ほど町から補助金を交付してそれで活動資金に充てていたという経緯がある中で事業の精算をした残金があるということで清算後の残金につきまして町の方に返納をいただくということでお願いしたものでございます。これが61万、細かく言うと218円でございます。一般寄附という形でお受けをしたいと思っておりますので、61万8,000円の補正をさせていただいたものです。

それから17ページをご覧くださいと思います。22款 諸収入でございます。この中の雑入2の細節のところの2番目になりますけれども県農業担い手育成基金就農相談会参加費助成金3万円を計上させていただきました。こちらは今年8月に東京で行われました、公益社団法人長野県農業担い手育成基金の主催する就農相談会に職員が参加いたしました。これに対しまして基金の方から1回当たり3万円の助成をいただけるということになっておりまして当初計上してございませんでいただけるものはいただくという趣旨で計上させていただいたものでございます。以上でございます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 すみません途中なんですが、今まで大変ゆったり説明していただいてありがとうございます。私が言い忘れたのですが先ほどまでの前の課の説明の中で大分説明が早いということで追っかけるに一生懸命でなかなかついていないということがございましたので何ページをお開きくださいと言ってからの開いたかどうか確認して説明をいただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○木村耕地林務係長 31ページをご覧くださいと思います。上段の0640 土地改良共通費でございます。19 負担金、補助及び交付金でございますが県土地改良事業団体連合会への市町村事業終わりの負担金が増になるという形でございますので増額となります。こちらにつきましてはまた後で説明させていただきますが災害復旧費が増えることによりまして事業終わりが増えるものでございます。その下、0641 町単独土地改良事業費でござい

ます。工事請負費につきましては地元の要望によりまして急遽ポンプが壊れてしまうという事で、その回収の関係で工事費を増にしているものでございます。その下、補助金につきましては水利組合が独自で行う水路改修につきましては町で30%の補助を行うものでございます。12ページにお戻りいただければと思います。こちらの分担金でございますが農地費分担金ということで先ほどの工事費につきましては地元負担金30%が必要となりますのでその分を収入として見込んでございます。32ページへ進んでいただければと思います。0690環境緑化推進事業費でございます。消耗品として緑化啓発用苗木の増でございます。こちらにつきましては緑の募金の箕輪町配分が決定いたしまして約12万円ほど増えるという形から緑化木に充てたいという形になります。17ページにお戻りいただければと思います。緑の募金を全て充てるという形になりますので歳出の方で増額する分につきましては歳入として見込ませさせていただいてございます。進みまして41ページをお願いいたします。1112町単独農業用施設災害復旧費でございます。こちらにつきましては台風21号の影響で北小河内にある上河原井堰の固定石が中心部が流されてしまいました。国庫補助をもらいながら事業を進めていくようになりますが、その国庫補助を受けるための査定設計をつくるための災害復旧測量設計委託料となります。こちらにつきましては補助金の中に事業費に充てられませんので町単独として支出するものでございます。以上です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 係長

○小田切商工観光係長 続きまして商工観光関連の説明をさせていただきます。まず歳入でございます。15ページをお開きください。15ページ19款の寄附金でございます。01項01目の一般寄附金161万8,000円ですが、このうちの100万円につきましては株式会社荻原製作所様から100万円の寄附金をいただきましたので今回歳入の方で補正させていただきます。続きまして33ページをご覧ください。歳出でございます。07款の商工費、まず0701商工振興費ですが19-02の補助金でございます。頑張る元気な商店応援事業補助金増ということで500万円をお願いしたいと思っております。一般質問でもありましたが12月現在18件、執行率が99%を超えております。今年度で終わる制度ですので何とか多くの方をしてあげたいということでここで500万円をお願いするものです。

続きましてその下、710の観光費でございます。19-01の負担金です。みのわ振興公社工事費負担金の増ということでこちらですがながた荘の大広間及び中広間のAC5系統エアコンというのがあるんですが、そちらの方の基盤の方が故障してしましまして使えなくなることに伴いましてエアコン本体ですとか基盤ですとか室外機、配管ですとか電気工事それらもろもろの工事に伴います負担金でございます。451万5,000円の方を要求するものでございます。よろしく願いいたします。

最後になります。720の産業会館管理費でございます。13-01の委託料76万円ということで先ほど来出ております旧産業会館の駐車場等の整備工事の設計委託料ということで76万円をお願いしたいと思っております。合わせまして15の工事請負費ですが、こちら1,360万8,000円なんです。中身といたしましてはまず約30台分の駐車ができるような

舗装をします。舗装するにはその下に路盤（聴取不能）が入りますので幾らか路盤をしましてあと区画線、雨が降るなどの流すための雨水排水設備工事、外灯が古くなってますので外灯の方を取りかえまして、あと今あります看板の方も名前も変わりますので看板の方を変えましてあとあそこに博物館の方の所有になるんですがプレハブがあると思います、あちらの方を撤去させていただいて博物館と今の産業会館の辺りに幾らか植木があるんですがあちらの方も撤去させていただいてあの辺をほぼほぼ広く舗装するための設計費と工事費になります。つきましては設計の方はここで補正認めていただければ、これからの発注すれば設計の方は年度内には終わるんですがどうしても舗装を打つ工事が暖かくなった方がよろしいですし、まだ商工会の関係もあるのでどうしても繰り越しをさせていただいて4月以降に施工させていただければということで6ページをご覧ください。6ページの第2表繰越明許費補正ということで追加ということで、07の商工費ということで委託料の方ではなく工事費の方全額こちらの方で繰り越しをということでお願いしてございますので合わせてよろしくお願いたします。以上でございます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 説明は以上でございます。質疑を行いたいと思います。質疑ある方は挙手をしてお願いをいたします。小島委員

○1番 小島委員 31ページね、町単独改良事業費の水路改修工事のポンプの故障ということなんだけれども、これは何台かあるわけなのか、どのくらい年数使っているのか、どの項目か、そこら辺のところを。

○13番 中澤総務産業常任委員長 係長

○木村耕地林務係長 こちらにつきましては福与水利組合の用水ポンプとなります。伊那土地の水路から福与公民館まで上げているポンプになるんですがこちらの方は、一台運転をしているということで改修しなければ動かないというようなものとなります。昭和41年に大もとは始まったポンプで平成7年に更新をしています。以上です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 小島委員

○1番 小島委員 33ページね、振興公社の工事の負担金ということで大広間のエアコンなんかの故障だということで、これもどのくらい使ったのかをお願いします。

○13番 中澤総務産業常任委員長 係長

○小田切商工観光係長 正確なものは手に持っていないんですが、全く同じのがこの役場にエアコン入っています。これもたしか平成の初期の片手ぐらいのときにやったかと思っております。20年近くは経っています。元々平成30年度にエアコン工事を交換部品もないので取りかえたいということで予定はしておりました。予定をしていたんですが、その中の一部が要は前倒しで壊れてしまったのでその部分だけ来年やろうとしてたのを前倒しで今回やらさせていただくというところがございますのでお願いいたします。

○13番 中澤総務産業常任委員長 荻原委員

○3番 荻原委員 寄附金で61万8,000円入りましたよね。サツマイモ苗生産組合って聞いたことないんだけど、どこで誰が代表になって何年くらい前からの組織ですか、これ。

○13番 中澤総務産業常任委員長 係長

○市川農業振興係長 サツマイモ苗生産組合は手元に資料忘れてきてしまったのであれなんですけど、平成21年に組織を立ち上げて最近お亡くなりになってしまったんですが、松島の横田さん、横田正明さんという方が代表になってご自分のハウスとか沢にいらした浦野博賢さんのハウスなどでも活用して、サツマイモ苗を起こしていたということです。そのほかにも各地区の営農組合の発足した当時の組合長さんだっと思えますけれども、組合の事業に参画されていたんですけども構成委員の方7人ほどいらしたと思えますけれども半分近くの方がお亡くなりになってしまい、実質的には近年横田さんお1人で事業をされていたということでありまして体調を崩され2年ほど前から活動が実際はなされていなかったというような状態でございます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 荻原委員

○3番 荻原委員 今回61万8,000円返ってきたんですけどもここは一体どのくらいの補助金を充てたんですか。

○13番 中澤総務産業常任委員長 係長

○市川農業振興係長 調べてあるんですけども、すみません、手元に持ち忘れたんですが250万円くらい3カ年で交付をしていたと思えます。ですから少なくともこの返納をいただく額以上の補助はさせていただいてますので売上とかそういうのも含めてのお金なので、どの部分が補助金だったとかそれは分かりませんがとにかくすべての清算すべきお金は精算した上でまだ健在の組合員の皆さんの承諾を、半数以上の承諾があればいいということなんですけど、その承諾を得て町の方に返納するということになりました。

○13番 中澤総務産業常任委員長 荻原委員

○3番 荻原委員 要はその200万同様の補助金で最終的にこうなったってことなんですけど毎年毎年のどういった形でどういうふうだよというそういった会計報告とか何かというのはあるんですか、それとも組合任せになっていたんでしょうか。

○13番 中澤総務産業常任委員長 市川係長

○市川農業振興係長 当然補助金、全ての町からの補助金同じなんですけれども事業の実績報告をいただいております。その中では収支がゼロというような形での報告をいただいているのでこの残金がどの地点で発生したか、それは通帳も本当に末期のものしか存在しないということで途中の会計状況がどうであったかというのは確認が取れないんですけども、いずれにしても補助金の交付をやめた後のこういう残金が生まれたのか、その辺は定かでないんですが町の方に少なくとも補助をしていた期間についての会計上はゼロになっているという状況です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 他にございますでしょうか。伊藤委員

○14番 伊藤委員 産業支援センターの駐車場の件です。私もたまたま6月の時ですか、一般質問でやらさせていただいたときにあの辺の木を切ったりプレハブをどかしたりしてまた機関車、当初私がSLと言ってしまったのでいけないんですけど機関車なんですけどあ

れも方向を変えたりして駐車場を広くしたらどうでしょうかというお話をさせていただいたときに「すぐとはいきませんが近いうちにやりたい」というような答弁が町長からあったんですけどこれ急に決まったことは何かそういう的な予算的なものはかなり取れたかなということでやったことなのか、それとも1個、同時に商工会館との関連であそこを駐車場が両方とも兼用になると思うんですよ。そういう場合商工会の方としてもそういう改装するために予算を盛ってありますけれどそういう部分からの補助的なものが幾らか出てくるのかどうかということをお聞きしたいですけれど。

○13番 中澤総務産業常任委員長 小田切係長

○小田切商工観光係長 産業会館の範囲内とすればですね、プレハブとかは範疇の外だと思いまして私どもはある程度のラインを切っていたんですが、理事者の方と話中であそのプレハブのすぐ東側にSLがあっても皆さんにもっと見ていただいたり有効活用していった方がいいということで、プレハブも今回の工事で一緒に（聴取不能）を考えなさいということになりまして今回その分も含めて予算の方も計上させていただいてごきます。商工会の方から補助金をもらうという話ですか？

○14番 伊藤委員 商工会としても駐車場を使うわけなんですよ。そういうことも加味をしている、計算をしているかどうかということ。

○小田切商工観光係長 いろんな考え方はあるかと思いますが、例えば何台分確保するかわりに毎月幾ら入れてとか、今までの状況があったり逆にその分5台必ず確保しなければいけないとか、今度貸す個別支援センターのオフィスの方もそうなんですがその分使っても使わなくても1室に1台確保しなければいけないとそうなりますので、それはもったいないかなというのと、わりとあそこやっぱり送り迎えでばんばん使うんですね。使わないのに何でと言われてしまうんですね、確保しておく。なかなか理解していただけないので、ちょっと駐車場についてはどこがどの分というふうにするよりは皆で上手に使っていく運用の方があまり荒立てずに済むのかなというふうに思っています。

○14番 伊藤委員 分かりました。それでもう一つ、その駐車場の上り口の部分ね、これ私も前から言ってる役場の正面の出入り口と並行して向こうへ上がれるような格好に作って商工会側の方から上がってくるのは入りづらいんですよ、うんと、その辺のところ考え方は、どういうふうな設計になっているのか分からないんですけどその辺の考え方はどんなふうになっていますか。

○小田切商工観光係長 そういった声もあることは重々承知しているんですけど、それをやるにはあちらの擁壁をいじったり額がとんでもないんですね。今両方とも工事が始まっておりますし、元の地盤からしなきゃいけないということで入口の位置とか、幾らか多少は急でちょっと危ないので緩やかにすることは、あと雨水の流れとかそういったものを計算していじることはあるんですけども、入り口をこっちからこっちにとか、そういったところまでの設計は考えておりません。以上です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 他にございますでしょうか。小島委員

○1番 小島委員 先ほどの（聴取不能）だったっけ、荻原委員の質問の中で収支が0であって、61万円返ってくるというのはちょっと意味が分からないけれど、またそれなりに町も効果があるならいいけれどそこら辺はどう考えているのかね。

○13番 中澤総務産業常任委員長 三井課長

○三井産業振興課長 先ほど市川係長の申した部分については、補助金その間は適切に執行されたと、ですので要は全額町という補助金ばかりでの考え方ではないと思いますので単年度ごとの収支で確かに町の補助金収入で受けて、それに見合う分は確実に施行されてると、そういうものも確認した上で補助金も交付してる関係がありますので、そういう意味で町の補助金の残が残っているということの意味で毎年0には補助金が全て使われていましたという確認の上で支出したというご理解でお願いできればと思います。

○13番 中澤総務産業常任委員長 他にございますか。いいですか。

（「なし」の声あり）

○13番 中澤総務産業常任委員長 質疑なしと認めます。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○13番 中澤総務産業常任委員長 なしと認めます。それでは議案第6号 補正予算の産業振興課並びに商工観光推進室に係わる部分について採決をいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○13番 中澤総務産業常任委員長 異議なしと認めます。原案のとおり決するものといたします。

【産業振興課・商工観光推進室 終了】

⑤建設課

○13番 中澤総務産業常任委員長 議案第6号 箕輪町一般会計予算会計補正予算の建設課に係る分について審議をいたします。課長から説明をお願いいたします。課長

○唐澤建設課長 それでは議案第6号 平成29年度箕輪町一般会計補正予算（第5号）の建設課に係る部分についてご説明を申し上げたいと思います。まず歳出の方から説明を申し上げまして係わる収入について順次担当の係長から説明させます。それでは補正予算の34ページをお開きください。34ページの8款の土木費のところ当課に係る補正部分になります。この土木費の関係の中でそれぞれの事業の中に給料、手当、共済費が含まれておりますけれどもこれにつきましては人件費ですので説明については省略をさせていただきます。それ以外の部分について説明を順次担当の係長から申し上げますのでよろしくお願ひしたいと思います。では土木総務費の負担金から説明します。

○13番 中澤総務産業常任委員長 係長

○根橋建設管理係長 それでは土木総務費の負担金についてご説明いたします。こちらの負担金としまして上伊那土木関係3団体会費の増額というところで1万7,000円補正を増

としております。こちらの土木関係3団体という団体の方で負担金額が確定いたしましてそちらが負担額の残額で支払いができないため必要最低限を補正するものとなっております。

続きまして同じ34ページの下にあります、道路維持費の修繕料についてご説明いたします。こちらの方で町道側溝路肩等修繕の増として134万7,000円の補正を増額しております。こちらにつきましては北小学校付近の町道の歩道の部分にあります視覚身障者等の表示、いわゆる点字ブロックというんですかね、そちらの方になりますけれどもそちらの方が剥がれそうになっていますのでそちらの方を修繕、また取りかえをするための補正、あと町道1号線にあります八乙女のところ、北西部多目的センターのところにある地下歩道、こちらの方で修繕をやる内容のための補正となっております。以上です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 係長

○柴宮建設工事係長 続きまして0825の交通安全対策事業費をご覧ください。今回の補正要求額が40万円ございまして15のうち01工事請負費で40万円の増額の要求をするものでございます。町道8号線木下の栄町や東殿町を通る町道になりますが、こちらの安全性を高めるための外側線、それからドットライン等の工事を行うための費用の増額要求というものでございます。

続きまして35ページをお願いいたします。0833防災・安全社会資本整備総合交付金事業費でございます。今回5,560万円の増額補正要求をするものでございます。内訳といたしましては工事請負費が5,300万円、それからそれに伴う上伊那広域連合への負担金としまして260万円の増額要求をするものでございます。特定財源といたしましてはお戻りいただきまして13ページになります。13ページ、16款 国庫支出金の8目 土木費国庫補助金ということで2,910万円、それから18ページの23款 町債の08目の土木債でございます。これに2,100万円を見込んでおります。こちら橋梁長寿命化修繕工事ということで今年度事業といたしまして明許でNEXCOへ委託し大出橋、大出水路橋の修繕工事を委託してるものですが、こちらがNEXCO側の入札したことにより2,400万円ほど減額したということ、それから29年度の防災・安全交付金に若干の余裕が見込まれるということでしたので県へ追加要望し橋梁長寿命化工事を前倒しで実施するために要求するものでございます。それから6ページご確認ください。6ページの第2表繰越明許費補正でございます。8款の土木費ですが防災安全社会資本整備総合交付金事業の橋梁長寿命化事業ということで6,100万円の繰越明許補正させていただきたいと思っております。今回の補正とそれから単独も含めて翌年度への繰越明許を要求するものでございます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 以上でよろしいですか。補足説明をいただいたところでございます。質疑に続きたいと思っております。ご質疑ある方挙手をお願いします。小島委員

○1番 小島委員 交通安全対策費だったな確か、30ページかな、この工事、具体的にはどういう工事になるのかな、40万円の方だと思うけれども。

○13番 中澤総務産業常任委員長 柴宮係長

○柴宮建設工事係長 こちらですが8号線の安全性を高めるための工事ということで現在引かれています外側線が薄くなってきてますので、そちらの外側線の復旧、それから速度を抑制するために幅員狭く見えるように視覚効果を狙ってドット線を入れるですとか、交差点部には幾つか交差点ございますので T 字それから十字等の表示を道路上にしまして交差点があるということをドライバーに知らせるための表示を行うというものが主な予定でございます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 小島委員

○1番 小島委員 以前に事故があったことの対策と考えていいですか。

○13番 中澤総務産業常任委員長 柴宮係長

○柴宮建設工事係長 死亡事故後に警察署ですとか安協さんですとかの現地での事故診断がありまして、その際に伊那署からの提案いただいた内容で工事を行おうと考えています。

○13番 中澤総務産業常任委員長 他にございますでしょうか。質疑はなしということよろしいですか。

(「なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 討論はございますか。

(「なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 なしと認めます。議案第6号 一般会計補正予算の建設課に係わる部分、本案についてはの提案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 異議なしと認めます。提案どおり決するものいたします。

【建設課 終了】

⑥水道課

続きまして議案第4号 箕輪町下水道条例及び農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。課長に説明を求めます。

○日野水道課長 それでは議案第4号 箕輪町下水道条例及び箕輪町農業集落排水処理施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。この条例は下水道使用料の改定に伴い改正をするものであります。改正内容についてでございます。箕輪町の下水道事業の会計は見かけの収支上は赤字ではございませんが収益的収支、資本的収支ともに一般会計からの繰入金に大きく依存しておりまして汚水処理に要した費用に対する使用料による会社の程度を示す経費の回収率が100%に達していない状況を改善する必要があること、今後の経営の見通しにおいて企業債の償還のために新たな借入れをしなくては資金不足になる見込みであることなど経営環境が厳しさを増す中、将来に渡って下水道事業を安定的に継続していくために平成29年の7月の28日の日になりま

すが、下水道の運営審議会に適正な下水道の就労体系について質問をいたしまして11月2日の日に答申をいただいたところであります。その間述べ4回の審議会を開催しております。今回その答申に基づきまして公共下水道の使用料農業集落排水処理施設の使用料を現行より平均10%引き上げた金額とし、使用料の体系を別表のとおり改定するものであります。細部につきまして水道の管理係長に説明させますのでよろしくお願い致します。

○13番 中澤総務産業常任委員長 係長

○小林水道管理係長 それではお手元の資料に基づいて説明をさせていただきます。まず今課長からも説明があったところでございますけれども、一般会計からの繰入金に大きく依存した下水道事業会計の経営健全化のため経営見通しにおける将来の資金不足のリスクを回避するため平均10%の改定が必要との下水道運営審議会からの答申を受けて条例改正をお願いするものでございます。箕輪町下水道条例の改正により公共下水道及び特定環境保全公共下水道の使用料、箕輪町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の改正により農業集落排水の使用料を平均10%値上げ改定する内容でございます。使用料体系は二つの条例ともに同じ内容でございます。お手元の資料5ページをご覧くださいと思います。向きを横にいただきまして主な改定内容でございますけれども右下にまとめてございます。基本使用料を見直しいたしまして10%値上げ改定し重量使用料体系及び単価の見直しとしまして表の網掛けの部分、左側の1から60m³までを右の表のとおり1から20m³まで、21から40m³まで、41から60m³までの三つの区分に細分化して累進度を設けました。各使用料区分につきましても傾斜に配慮しながらプラス改定としておりますが、単身世帯や高齢者世帯等への少量使用者への影響を最小限とするため最も少ない使用量区分の改定率は極力抑えてございます。また大口の事業者は改定率が低くても金額にすると大きな影響が出るため、過度な負担とならないよう601m³を超える区分は据え置きとさせていただきます。資料の2ページにお戻りいただきたいと思います。附則の2経過措置をご覧くださいと思います。施行は平成30年4月1日を目指しておりますが経過措置としましては平成30年3月31日以前から引き続き下水道を使用されている方については平成30年7月納入分、6月の検針分になります。そこからの適用とさせていただきます。4月1日以降に使用を開始をした方は初回納入分からの適用となる内容でございます。私からの説明は以上でございます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 課長

○日野水道課長 説明は以上になります。一般会計からの繰入金に大きく依存をいたしました、下水道事業会計の経営の健全化のために、また経営見通しにおける将来の資金不足のリスクを回避するために平均10%の早期の改定をお願いせざるを得ない状況になっております。町民の皆さんの生活に直結し非常に重く苦しい停止になります。よろしく願いをいたしたいと思います。

○13番 中澤総務産業常任委員長 以上であります。それでは質疑を行います。質疑のある方は挙手をして発言をお願いいたします。下原委員

○6番 下原委員 今度の10%の改定で一般会計との関連はどういうふうになる、一般会計からの出し入れはなくなると。こういうことになるのか、やってみないとそんなものは分からないと、こういう話になるのか、その辺のところはどんなふうに、10%の値上げに伴ってどんなふうに解釈をしているか。

○13番 中澤総務産業常任委員長 係長

○小林水道管理係長 一般会計からの繰入金になりますけれども今回の改定をいたしまして、増収分につきましては当然減額を見込んでございます。まだ今計上中でございますけれども平成30年度の予算の折には今年の水準よりも増収分につきましては減らす方向で今一般会計の方に予算要求はさせていただいております。以上でございます。

○6番 下原委員 増収分があるのは値上げになるので当たり前でそれがどのぐらい入るので一般会計からはこれくらい今までもらっていたんだけれども、このくらいで済むよとかいうような話をしなきゃ、増収されたんだから入るのは当たり前というふうに思うんだけれど。

○13番 中澤総務産業常任委員長 課長

○日野水道課長 1年間今回の使用料の値上げで増える額約3,500万円になります。ただ今回の場合は7月1日からという説明いたしましたが、2,900万円ほどということになります。ですのでその分というようなことで話を進めているところであります。

○13番 中澤総務産業常任委員長 下原委員

○6番 下原委員 ちょっと私の質問がいけないのかもしれないけど、皆さんは分かっているのと言うかもしれないけど、2,100万円は今まで一般会計から繰り入れたものは1億円か、その内の2,100万円か、ということと言わないと分からない、そういうふうにしなれば上がった分の2,100万円が云々というだけではだめなので単純に比較していくのでそういうふうにしてこれだけ上げたんだけれどまだこれだけは概ね出さなければならないよというお話をしてほしいと、こういうことです。

○13番 中澤総務産業常任委員長 課長

○日野水道課長 平成28年度決算額ですが一般会計から下水道事業会計に繰り入れていただいている額が約6億9,487万6,000円という額でございます。ですので、それから差し引くということになります。

○13番 中澤総務産業常任委員長 下原委員

○6番 下原委員 一般町民の人たちから見れば10%の値上げに対して「上がるんだってね」という話になる、それは当然だ、そうするとこれこれしかじかというような説明を私はしてるつもりでいるの。それで全部じゃないんだけれども負担は少しでも一般会計から軽減をされるけど数字は申し上げられないと、こういう話をしているんだけれど一般の人たちから見れば「値上げしたから今度はそういうようなものはないのではないか」、「繰入れするようなものはないのではないか、何で値上げして、またこっちからも繰り入れるのか」、そういうような部分があるので何を言いたいかという一般町民の皆さん10%を上げ

るに当たって、こういうことでこうなのでこういうふうになりますよというものをどうやって知らせ、どうやって徹底を図るか、こういうことをその次の質問として聞きたい。

○13番 中澤総務産業常任委員長 課長

○日野水道課長 今審議にいただいた内容を一般の皆さんに分かりやすく説明するための広報をつくり出しています。例えばインターネットによるホームページにおける掲載はもちろんですけれどもそのチラシをA4版で家計に合わせたような形でこれだけのお金があるんだよ、これだけ借金があるんだよというような形で、これだけの借金があるからこれだけのものがある、繰り入れが必要なんだよと、家計に例えたような形の広報を作り始めています。7割くらい作りましたけれども、どうしたら一般の皆さんに町民の皆さんに分かりやすい形になるのか、それをご理解いただくために資料を作っています。「10%だよ」だけではとても足りないという答申も出てますけれども、ひとまず一般町民の皆さんにこんな大きな負荷を一気にかけることはできないので今回10%ということで表にあるようなものを改正をさせていただくということで分かりやすい資料を今7、8町村ですかね、見させていただいて非常にわかりづらい、なのでそれを一般町民の皆さんの財布に例えた形で説明するような資料を今作成中であります。

○13番 中澤総務産業常任委員長 下原委員

○6番 下原委員 その説明の資料ですけれども、ホームページを見ろとかですが載せたりとかなんかの回覧板で回す何かをやったってそれは無理です。何らかの知恵を出さないと。変な言い方ですけどホームページを見れる人なんていうのはお金を払っている人の半分もないんだもの。そういうようなことの中で手法としてはそういう方法もあるでしょう。けれどもそれでまた回覧なりなんなり回ったり、各区へ配られるみのわの実なりなんなり配られてそれで知らせましたといっても私はこの知恵をそれじゃあ「今下原さんそう言うけど、どういう方法が良いのか」と言われると私もまだ答えが出ない、出ないけれども一般の大体お金を払っている人たちというのは平均的にお年を召された皆さん方がああだね、こうだねと言いだす人が比較的私が知っている範囲では多い、だからそういう部分の人たちにも分かりやすいようにしていくためにどうするかというのは知恵の出どころだと思っています。私も知恵がないのでそういう言い方しかできないけれどね。そういうふうなことを本当に考えてやっていかないとただ10%上がったと言っても（聴取不能）ということですよ。

○13番 中澤総務産業常任委員長 課長

○日野水道課長 広報のやり方については先日の議会するときにも色々問題があるということでお話がございました。ですのでやり方をうちの方でもう少し精査して検討した上でやりたいと思いますし、議員の皆様方にもお願いですけれども、チラシを作ったらお見せいたしますのでよろしくお見せしたいと思います。

○13番 中澤総務産業常任委員長 小島委員

○1番 小島委員 その関係ですが6億何千万を入れていったと、それがこれ上げること

によって2,000万減るということはわかるけれども、そうすると金額大きいのでこれや
っていったままいけるのか、まただんだん膨らんでくるのか、少しずつ減ってくる
のか、繰入金がもう少しずつ、そこら辺はどう、将来に向けてまた上げなければならない
ような状況になるのかどうか、そこら辺はどうなっているか分かる？

○13番 中澤総務産業常任委員長 係長

○小林水道管理係長 まず今回の改定前の28決算の数字になりますけれども、汚水処理費、
汚水を処理するのに幾ら掛かったか、それを下水道の使用料でどれだけ賄えたかというの
が先ほど課長が説明させていただいた経費回収率というものでございます。これが28年度
においては86.8%でございました。これが100%に満たない部分、これが一般会計からの
繰入金によって賄われていると、本来は使用料で賄えなければいけない部分を一般会計へ、
他の用途に使えるお金をそこに充当して会計を成り立たせているというお金になります。
これが88.1%に若干ですが、28年度決算ベースで改善する見込みでございます。今後です
ね、減価償却が進んでまいります。償還の関係も進んでまいりますのでシミュレーション
上の話になりますけれども平成32年度に今回の10%の改定によりましてこの経費回収率
がほぼ100%前後に改善する見込みでございます。今後は減価償却がさらに進みますのでさ
らに改善が見込まれているものでございます。

一方これからは更新の需要というものがかなり出てまいります。今までに整備した管路
の更新、こちらに使うための費用でございましてけれども留保資金というものはほとんどご
ざいませぬ。ですので使用料で利益が出た部分を剰余金としてそれを財源として将来の更
新に備える形になってまいりますので、その将来の更新の計画がきちんと立ってまいりま
せんと今後のずっと先の見通しというものはなかなか判断がつかないということで、今回
の審議会におきましても現在我々が所有しております、平成38年度までの経営戦略のシミ
ュレーションに基づいた資産で計算をさせていただきます。今後ストックマネジメントを計画
しております。それによりまして、将来どういう順番でどのぐらいの規模でどういう施設
を更新していくか、長寿命化していくかという計画を立てましてそうしますとそれに必要
な経費が幾らかということ出てまいります。その段階で再度検討する必要があるというこ
とで今回は10%ということでご審議いただいております。以上でございます。

○1番 小島委員 だんだん改善するという考えを押し付けていいのかね。

○13番 中澤総務産業常任委員長 係長

○小林水道管理係長 二つ会計の中に性格の違うところがあるわけですがけれども、まず収
益的収入支出、こちらの方は改善してまいります。ただもう一方の資本的収入及び支出、
こちらの方がまだまだ足りてきていない、そちらに充てる要素であるもう一つ留保資金と
いう、要するに利益の部分のためにある部分なんですけれども、こちらが積みあがってき
ておりませんのでそういう意味で今回の改定で収支だけを見れば先ほど課長が冒頭黒字経
営ではありますけれどもということで話をさせていただきました。資本的収入及び支出に

つきましては現在でも収支が均衡しておりますけれども下水道事業会計全体で見るとまだまだこれだけでは十分とは言えないと考えております。以上です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 他にございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 質疑なしと認めます。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 よろしいですか。議案第4号 箕輪町下水道条例及び箕輪町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について採決をいたします。本案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 異議なしと認めます。本案のとおり決するものいたしました。

次に議案第6号 一般会計補正予算水道課に係わる部分を議題といたします。課長から説明をお願いいたします。日野水道課長

○日野水道課長 それでは議案第6号 平成29年度箕輪町一般会計補正予算(第5号)の水道課に係わる分について説明をいたしたいと存じます。係長の方から説明をいたしますのでよろしく願いをいたします。

○13番 中澤総務産業常任委員長 係長

○小林水道管理係長 補正予算書一般会計の35ページをお開きいただきたいと思います。35ページ8款の土木費になります。0845公共下水道繰出事業費でございます。これを600万円減額いたします補正になります。内容としましては下水道事業会計への繰出金、公共下水道へのものでございますけれども8月の人事異動に伴いまして下水道から人件費を支給しておりました正規職員1名が減っております。正規職員1名減に伴う人件費分を減額するものでございます。以上でございます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 説明は終わりのようでございます。質疑を行います。ご質問ある方は挙手願います。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 それでは討論もありますか。

(「なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 なしと認めます。それでは一般会計補正予算水道課に係わる部分について採決をいたします。提案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 異議なしと認めます。議案第6号 一般会計補正予算の水道課に係わる部分は原案のとおり決するものいたします。

議案第10号 箕輪町下水道事業会計補正予算について審議をいたします。課長の方から説

明をお願いいたします。

○日野水道課長 それでは議案第10号 平成29年箕輪町水道事業会計補正予算(第1号)について説明を申し上げます。補正予算書の水道1ページ合わせて予算実施計画書水道2ページをご覧ください。補正予算書の第2条業務の予定量の(4)主要な建設改良事業の第5次拡張工事費の事業費について既決予定3,668万6,000円を124万7,000円減額をいたしまして3,543万9,000円に、第3条予算では収益的支出の第1款第1項の営業費用を30万7,000円減額をいたしまして4億4,435万2,000円に、第4項予備費を30万7,000円増額し330万7,000円とするものであります。内容は人事異動に伴う人件費の減であります。第4条予算では第1款 資本的支出の第1項 建設改良費を124万7,000円減額し1億2,001万円4,000円とするもので4条本文括弧書き中の資本的収入は資本的支出に対し不足する額2億212万4,000円を2億87万7,000円に、過年度分損益勘定留保資金1億9,481万6,000円を1億9,356万9,000円に改めるものであります。内容につきましては人事異動に伴う人件費の減と設計委託料の減、排水管(聴取不能)工事費の増であります。第5条の職員給与費につきましては既決予定額から151万6,000円を減額し3,914万4,000円とするものであります。細部について係長から説明をさせますのでよろしくをお願いいたします。

○13番 中澤総務産業常任委員長 係長

○小林水道管理係長 それでは水道の3ページ予算実施計画明細書をご覧くださいと思います。収益的支出のみでございます。総係事業で先ほど課長が説明したとおりでございますけれども、全て4月の人事異動に伴う補正でございます。まず給料が12万6,000円の減、手当が39万3,000円の減、法定福利費、これ一般職員の共済費でございますけれどもこちらは25万円の増でございます。その他に来年度6月の手当に支給になります。賞与のための引当金でございますけれどもこれも3万5,000円減額いたします。またその賞与に対しての共済費に当たるその他引当金の繰入額、こちらを3,000円減額するものでございます。予備費でございますけれども組替えによる増ということで30万7,000円組替え補正をいたすものでございます。おめくりいただきまして水道の4ページでございます。資本的支出でございます。給料マイナスの71万2,000円、手当がマイナスの39万7,000円、法定福利費がマイナスの13万8,000円、いずれも4月の人事異動に伴う補正でございます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 係長

○高山水道工事係長 続きを私の方から説明させていただきます。6の委託料でございます。300万円の減になっておりますが、今年それから来年度工事予定の箇所がないためにそのための設計委託料の減となっております。7の工事請負費、こちら300万円の増となっております。今年度発注をしました上水道管の(聴取不能)工事でありますけれどもこちらで誘導員の増等が必要になりましてその分の増額を行っております。私からの説明は以上であります。

○13番 中澤総務産業常任委員長 細部説明を受けました。それでは質疑に入りたいと

思います。ご質問がある方挙手してお願いいたします。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 討論もございませんか。

(「なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 なしと認めます。それでは議案第10号 平成29年度箕輪町水道事業会計の補正予算(第1号)について採決をいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 異議なしと認めます。議案第10号は提案のとおり決することといたします。

続きまして議案第11号 平成29年度箕輪町下水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。課長から説明を求めます。課長

○日野水道課長 議案第11号 平成29年度箕輪町下水道事業会計補正予算(第2号)について申し上げます。補正予算書の下水1ページ合わせて予算実施計画明細書の下水の3ページをご覧ください。補正予算書の第2条業務の予定量について主要な建設改良事業の(ア)施設整備事業の既決予定額2億2,076万6,000円から1,100万1,000円を減額し2億976万5,000円に、(イ)の雨水排水施設整備事業の既決予定額5,314万円に1,349万円を増額し6,663万円に。第3条収益的収入の第1款 下水道事業収益の第2項 営業外収益の既決予定額6億7,432万1,000円に410万円を増額し6億7,842万1,000円に、収益的支出の第1款 下水道事業費用の第1項 営業費用の既決予定額8億1,747万6,000円に451万9,000円を増額し8億2,199万5,000円に、第50項 予備費480万円から41万9,000円を減額し438万1,000円とするものであります。補正の内容のうち収益的収入につきましては受益者負担金の増額1,960万円と一般会計繰入金の減額1,550万円に伴う410万円を増額するものであります。収益的支出につきましては西部中地区を公共下水道地区に切り替えた後の汚泥処分の委託料500万円の増と管路清掃業務委託料の150万円の減が主たるものでありまして、その他は人事異動に伴う人件費、予備費等の補正であります。

次に第4条についてでございます。本文括弧書き中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億5,757万6,000円を3億4,113万1,000円に、過年度分損益勘定留保資金2億5,193万4,000円を2億3,548万9,000円に改めるものであります。資本的収入の補正については第1項 企業債の既決予定額3億2,514万4,000円に1,092万3,000円を増額し3億3,606万7,000円に、第3項 他会計負担金の既決予定額2,252万7,000円に300万円を増額し2,552万7,000円に、第4項 他会計補助金の既決予定額2億2,241万8,000円に650万円を増額し2億2,891万8,000円に、第6項 国庫補助金の既決予定額1億1,070万円から75万円を減額し1億995万円とするものであり、資本的支出の補正については第1款 資本的支出第1項 建設改良費の既決予定額2億7,390万6,000円に248万9,000円を増額し2億7,639万5,000円に、第50項 予備費の既決予定額200万円に73万9,000

円を増額し273万9,000円とするものであります。また第5条の表中下水道事業債の限度額3億2,714万4,000円を3億3,606万7,000円に改め第6条 職員給与費の既決予定額4,188万9,000円を679万5,000円減額し3,509万4,000円とするものであります。細部につきましては係長に説明させますのでよろしくお願いをいたします。

○13番 中澤総務産業常任委員長 係長

○小林水道管理係長 それではお手元の資料、下水の5ページをお願いいたします。箕輪町下水道事業会計の予算実施計画明細書でございます。まず収益的収入及び支出、収入の部でございます。下水道事業収益の営業外収益の受益者負担金、こちらを1,960万円増額補正するものでございます。こちらにつきましては公共で1,300万円、特環で660万円の増額補正をするものでございます。農集収につきましては補正をしてございません。1件当たり55万円の受益者負担金でございますけれども加入が多く公共で24件、特環の地区で12件の増加がございましたので増額補正するものでございます。続きまして他会計の補助金でございますけれども一般会計からの繰入金になります。こちらを1,550万円減額するものでございます。受益者負担金による収入が増えた分から支出の増額のちょうど説明いたします410万円を差し引いた額1,550万円を減額するものでございます。このうち950万円につきましては、資本的収入に移しまして残りの600万円は先ほど一般会計で説明させていただきましたとおり一般会計繰出金を減額するものでございます。おめくりいただきまして下水の6ページ説明を代わります。

○13番 中澤総務産業常任委員長 係長

○高山水道工事係長 では6ページ支出の管渠事業につきましてご説明いたします。修繕費マンホール舗装修繕増ということで50万円となっております。修繕費全体としてはまだ余力はあるんですが公共の部分で不足が生じておりましてその分の増ということで計上してございます。続きまして委託料、こちらが150万円減となっております管路清掃業務委託料の減ということで毎年地区割りをして今年度は松島地区になります。下水の管渠を1万2,000mほど清掃をしております。設計の見直しとあと入札差金が生じたのでそちらの分の減となっております。続きまして処理場事業こちらの委託料になります。500万円の計上でございます。こちら西部中処理場停止に伴う汚泥処理委託料の増ということで西部中処理場につきましては現在接続工事が発注されておまして概ね2月中には管の接続ができて西部処理区の汚水が公共地区の管に流入ができるようになります。そうしますと西部中の処理場が停止をいたします。処理場内にあります汚泥の搬出を行うためのものであります。そのまま置いておきますとこちらの委託料、一般廃棄物で処理をする想定でおりますけれども、そちらが産業廃棄物でないと処理できない形になりまして、割高になってしまうため直ちに処理を行いたいため補正増を行っております。それでは引き続き代わりまして説明をいたします。

○13番 中澤総務産業常任委員長 係長

○小林水道管理係長 それでは総係費、総係事業でございます。手当30万2,000円の増、

法定福利費 20万8,000円の増、賞与引当金繰入額 5,000円の増、その他引当金繰入額 4,000円の増、いずれも4月の人事異動につきまして総務課人事係の資料に基づきまして補正をしたものでございます。なお賞与引当金の繰入額及びその他引当金の繰入額につきましては、今年度の12月から3月分在籍した職員の翌年度平成30年度6月の賞与への引き当てを目的として計上するものでございます。続きまして予備費、予備事業でございます。こちらにつきましてはここまでの増額補正に対しまして予備費の一部を減額するものでございまして41万9,000円の減でございます。続きまして下水の7ページでございます。資本的収入及び支出、まず収入でございます。説明が前後いたしますので先に他会計の負担金及び他会計補助金につきまして説明させていただきます。まず3項の他会計の負担金でございます。こちらは雨水排水の関係でございます。他会計の負担金を組替え増いたしまして300万円、収益的収入からの組替えの増でございます。続きまして他会計の補助金、一般会計からのこちら繰入金になるわけでございますがこちらは650万円収益的収入から組替え増するものでございます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 係長

○高山水道工事係長 引き続き私からご説明をいたします。前後いたしますが1項の企業債でございます。こちら1,000飛び92万3,000円の増となっております。内容としましては事業費に充てます借り入れになりますけれども、主に下水道管渠それから雨水管渠等の単費分の増が生じたものに対してのものとなっております。続きまして6項の国庫補助金でございます。こちら75万円の減となっております。浄水苑の長寿命化工事精査の中で補助対象、機械によって55%のもの50%のものがありましてそちらの補助率が当初と違うものになったというところで75万円の減となっております。おめくりをいただきまして8ページをご覧ください。こちら支出となっておりますが代わりまして説明を続けます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 係長

○小林水道管理係長 それでは7111施設整備事業でございます。給料、手当、法定福利費とございますけれどもこれは全て人事異動反映させたものでございますがこの金額が大きくなっております。8月の人事異動によりまして1名減になっている関係で大きな金額となっております。まず給料はマイナスの335万円、手当はマイナスの308万5,000円、法定福利費は94万9,000円を減額するものでございます。施設整備事業以上でございますけれども説明代わります。

○13番 中澤総務産業常任委員長 係長

○高山水道工事係長 引き続き説明をいたします。18委託料でございます。669万7,000円の減でございます。こちら内容としましては農集北小河内処理場の整備のための機能強化調査ということで、場合によっては単独費、起債を使って行うつもりでございましたけれども、国費がやはりつかないと財政的に苦しいということで実施を取りやめたことによる減となっております。それから計画業務委託ということでこちらは入札の差金が出ましてこちらは減となっております。続きまして23の負担金こちら56万1,000円の減となって

おります。広域連合の土木振興課に積算と工事の整理業務の委託を行っております。こちらは雨水排水事業分へ移すための減となっております。

続きまして24の工事請負費こちら364万1,000円の増となっております。内容としましては下水道管渠埋設工事費の増ということで主には特環分の工事費が増になっておりますのでこのための増になっております。続きまして雨水排水施設整備事業前後する部分がありますけれども私の方で続けて説明をさせていただきます。4の報酬を先にご説明いたします。こちらについては9万円の増となっております。雨水排水計画の再検討委員の報酬増ということで現在整備を行っております第2排水区沢大出の地区ですが、そちらの整備が概ね今年度終わりました来年度30年度に供用開始する予定でありまして、次の整備の対象となります第3排水区に主に検討をいたしまして、今現状にあった最初の平成22年度の計画の策定から時間も経っておりますので計画の再検討をするための委員さんに対する報酬になります。3回ぐらい10人ぐらいのもので松島区、中井筋の水路、それから水路組合関係の方、地元の町議先生あたりで編成をしたいと考えております。

一つ飛ばしまして18の委託料でございます。こちら50万円の増となっております。内容としましては雨水排水計画の再検討業務委託料の増ということで再検討のための再計算ですとか実績のアドバイスをいただくような内容になっておりますけれども、こちら不足が生じましてそちらを補う補正となっております。23の負担金、上伊那広域連合負担金の増、こちら設計と事業費工事費の増に伴う設計積算それから監理業務の増に対応するものです。24の工事請負費、こちら1,225万8,000円の増となっております。内容としましては雨水管渠工事費の増ということで、現在町道142号線で道路改良を建設課と同一の工事で発注をしている分がありますけれども、そちらの単費分の増とあと補助対象の事業で昨年度行いましたバイパス横断した部分の舗装復旧の分を新たに計上したものでございます。こちら雨水排水整備事業の法定福利費について代わりまして説明をいたします。

○13番 中澤総務産業常任委員長 係長

○小林水道管理係長 説明前後いたしまして申しわけございません。7115の雨水排水施設整備事業の手当でございます。一般職職員手当の増で4万9,000円の増、05の法定福利費にまいります。一般職職員の共済費の増で3万2,000円の増額でございます。続きまして7150予備費の予備事業でございます。予備費でございますけれども9月の下水道の1号補正で特環雨水の予備費を100万円全額全て委託料へ組替えておりましたので再び計上するものでございます。73万9,000円計上するものでございます。説明は以上でございます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 それでは質疑を行いたいと思います。ただいまの説明に対しましてご質疑ある方は挙手をお願いいたします。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 なしと認めます。それでは議案第11号 平成29年

度箕輪町下水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○13番 中澤総務産業常任委員長 異議なしと認めます。本案は提案のとおり決することといたしました。

【水道課 終了】

⑦議会事務局・監査委員事務局

○13番 中澤総務産業常任委員長 議案第6号 平成29年度箕輪町一般会計補正予算（第5号）議会事務局に係る部分について審議いたします。局長の方から説明をお願いいたします。局長

○笠原議会事務局長 それでは議案第6号 平成29年度度箕輪町一般会計補正予算（第5号）につきまして議会事務局それから監査委員事務局に係わるものについてご説明を申し上げます。まず概要を申し上げますが議会費でございますが主なものは報酬でございます。非常勤職員の報酬の増42万5,000円、それからそれに伴います社会保険の共済費でございますがを補正、それから費用弁償の方を増額の補正をしてございます。内容でございますけれども議会基本条例の方にも議会機能の強化ということであつたところでございます。私になりましてから議会の法務、事務、調査それから政策立案の方に力の方を注いでまいりまして合わせまして今度地方創生の方の委員会が立ち上がったわけでございます。そちらの方でも政策立案を本格的に行うといったことがございまして現在非常勤職員1名おるわけでございますが、女性の活躍推進の方の政策を担当してもらおうということで特別委員会の方で決定があつたわけでございます。従いまして、そちらの方に主にやってもらおうということでありまして。従いまして今回1月から3月までを計上させていただいたといった内容でございます。従いまして当初予算におきましても同様の要求の方を執行側にしてございますのでまた26日に予算の方の予算折衝が執行側とあるやにお聞きしてございますが、また説明方よろしくお願ひしたいと存じます。ですので事務局の方でそういった事務の多忙、それから事務局強化ということで非常勤職員1名を人件費を増加したということでございます。概要は以上でございます。それでは詳細につきまして次長の方よりご説明いたします。

○13番 中澤総務産業常任委員長 次長

○田中議会事務局次長兼監査委員事務局次長 それでは一般会計補正予算（第5号）に係ります議会費並びに監査委員事務局の監査委員費につきましてご説明を申し上げます。まず議会費の歳出からご説明をさせていただきますので恐れ入ります、補正予算書19ページをご覧くださいと思ひます。ただいま局長の方からも説明がありましたが、報酬につきまして非常勤報酬の増ということで42万5,000円を計上させていただいております。こちらにつきましては1月から3月の3ヶ月で今いる非常勤が1ヶ月20日勤務とい

うことで同じく20日勤務で計上をさせていただいております。ただし新規ということで単価の決めがありまして今回につきましては単価7,080円の20日ということで1名増ということで計上させていただいております。続きまして0301の職員手当につきましては、こちら人事係の方で計上しているものでございます。0404の共済費でございます。一般職員に関するものにつきましては人事で対応ということでございますが、続く非常勤職員の社会保険料ということで1名増により6万7,000円を計上させていただいております。続いて非常勤職員の雇用保険料の増5,000円でございますが、こちら1名増の分ということでございます。続いて0902の費用弁償でございますが、これも非常勤職員の増によります今回片道5km以上10km未満で単価210円で計上をさせていただいております。これに伴いまして歳入がございます。予算書17ページをご覧くださいと思いますが22款 諸収入の09雇用保険料本人負担分でございますが、こちらが議会費の非常勤職員増によります個人負担分ということで1,000円を計上させていただいております。議会費につきましては以上でございますが監査委員費も引き続きよろしいですか。

それでは続きまして監査委員費の関係をご説明させていただきます。23ページをお願いいたします。中段になります監査委員費290でございます。今回の職員手当0301につきましてはこちら人事の方で対応ということでございます。続きまして11の01消耗品費を今回4万3,000円増額ということで計上させていただきました。こちらにつきましては監査関係の参考図書を加除をしているんですが、そちらの年度最終の関係で確認を取りましたところ不足額が生じるということでございます。今後の予定としまして地方監査実務提要の追録が5万5,580円ほど掛かる見込みでございます。今回当初消耗品のところで改正に伴う消耗品を計上させていただいたんですが今回のお二人とも再任ということになりましたので改正に伴う消耗品を1万2,400円不用額が出まして、その差し引きで今回4万3,000円の増ということで計上させていただいたものでございます。詳細につきましては以上でございます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 それでは説明が終わったようでございます。質疑を行います。ご質疑ある方は挙手をお願いいたします。特にございませんか。

(「なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 質疑なしと認めます。討論はございますか。

(「なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 なしと認めます。議案第6号 平成29年度箕輪町一般会計補正予算(第5号)について議会事務局及び監査委員事務局に係わる分につきましては本案のとおり決するということにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 中澤総務産業常任委員長 異議なしと認めます。では提案のとおり決するということといたします。

【議会事務局・監査委員事務局 終了】

⑧陳情審査

○13番 中澤総務産業常任委員長 陳情第10号 9条を死文化させる自衛隊明記の自民党改憲案による発議に反対する陳情を議題といたしたいと思ひます。事務局の方から説明をお願いいたします。田中次長

○田中議会議務局次長兼監査委員事務局次長 陳情受理番号10号 朗読

○13番 中澤総務産業常任委員長 それでは皆さんからのご意見を伺ってまいりたいと思ひます。ご意見あるかとは挙手してお願いしたいと思ひます。浦野委員

○8番 浦野委員 この中で幾つか分かれています、とりあえず1の憲法学者の7割が違憲なので自衛隊が気の毒、これはかなり多くの方がそれは言っていますが全くそのとおりでありまして、現在の憲法下においては戦力の不保持だとかそんなことをうたっている、憲法学者は違憲だというような形になってしまいます。私も自衛隊協力会で活動して居るわけですが、2日前にも自衛隊の皆さんと会合をしました。そういう中で確かに自衛隊の皆さんが気の毒ということには間違いない。私たちは違法な隊なのかというような気を持っているみたいで、そんなことからいってこれはもう9条を死文化させるとかいろいろ言っていますが、当然自分の国は自分で守るといふようなことは当たり前のことでありまして、現在はアメリカにかなり頼っているわけですが、いわゆる今年の予算、来年の予算では、ミサイルを撃ち落とすとかそういうようなものの増強をつくって行っていますが、もっと言ってみればこの人たちの考えで言えば、いわゆる戦力をまたさらに持つということでもた反対するとは思いますが、この意見陳情には反対であります。

○13番 中澤総務産業常任委員長 他にございますか。基本的に採択するか、不採択とするかということになってくると思ひますのでもう1人くらいご意見伺いたいと思ひます。小島さん、どうですか。

○1番 小島委員 考えは本当にそうかなという感じはするんだけど北朝鮮の問題、中国の問題等いろいろ考えるとアメリカに頼るだけでいいのかなという感じがするんだよね。軍隊がいいと思わないけれど自衛くらいはしていかなければと、そこら辺ちょっと吉田総理の頃とは相当変わってきていると思ひますよね、世界の情勢が。なので考え方は分かるけど自分たちで守る力もある程度なければまずいのではないかと、アメリカに頼っているだけではまずいのではないかとこの感じはするんだよね。

○13番 中澤総務産業常任委員長 下原委員

○6番 下原委員 このことはまだ自民党が明らかにしていないわけですね。こういうことをやりたいよ、あるいはやるんじゃないかということを出ていることで、改憲という形でまだ出ていない部分があるものですからここではここで書いてある1、2、3、4のレベルというのはあくまでも想像こうなるんじゃないかという想定の上での話だといふふうに入りますので、その辺のところを一つ引かかるかなという部分があります。どういふふうに変わるか。ただ、これは変わることは世間一般から見ると変わるんじゃないかなと

いう気はいたします。それがこう変わるのかということはまだ分からない。そういう部分ですから私はこの部分についてはこのまま受けるのではなくてもう少し様子を見るために保留をするなり、継続審査なりを押していったらいいのではないかなと、こういうふうに思います。以上です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 萩原委員

○3番 萩原委員 自分も自衛隊明記ということで9条を死文化というのもちよっと極端な言い方かなと。今の自衛隊というのはなくてはいけないものだというふうに思っているし、そのことを入れるということは決して間違っていないと思いますのでこの陳情に関しては反対であります。

○13番 中澤総務産業常任委員長 伊藤委員お願いします。

○14番 伊藤委員 全く同意見でございまして下原さんの意見のように継続的にまだ完全にこれがまだ決まったわけでないという部分は確かですけれども、こういう部分の中では今必要なものは何かという部分を考えると、どうしたって自分たちが自分の国を守るといふことは絶対必要になってくることだと思うんですよ。そういうふうに考えればこういうふうに死文化というような文章的な型という部分からこれは支持できないと思います。私は反対です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 全委員からご意見を伺ったところでございます。ちよっと継続というようなこともあり得るかなという話もあったわけですが、先継続を採決しますか。それとも採択、不採択に限っての、いいですか。採択するか否かということに関しての採決をしたいと思います。本陳情第10号ですね。陳情第10号につきましてこれを陳情のとおり採択に賛成という方は挙手をお願いしたいと思います。

【賛成者挙手】

○13番 中澤総務産業常任委員長 挙手0でございます。不採択に賛成の方挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

○13番 中澤総務産業常任委員長 不採択に賛成の方が4人ということでございます。ということで陳情第10号につきましては不採択というふうにさせていただくこととします。次に11号でございます。事務局から説明をお願いします。

○田中議会事務局次長兼監査委員事務局次長 陳情受理番号11号 朗読

○13番 中澤総務産業常任委員長 これにつきまして全員からご意見を伺ってその上で採決を行いたいというふうに思います。さっきと逆回りに、とりあえず萩原委員からお願いします。

○3番 萩原委員 今、お米去年より若干仮払金も上がってはいることは事実です。ただ生産費に関してはやっぱり1万5,000円掛かっているというところで下支え制度ということで、これは必要ということは確かに必要だと思っております。ただ今お米を食べている1人当たりの量が減っていることも事実なので一概にこういったことをというのも農家の立場

からすると、本当はしたいんだけども現実にそういった消費が減っているということも加えると一概に何でもそうさそうさというわけにもいかない気もするので自分とすると継続ということで自分の意見としては継続審議ということでお願いします。

○13番 中澤総務産業常任委員長 それでは浦野委員

○8番 浦野委員 私もこれ読んで確かにどうなってしまうんだろうなと生産調整なんかもやるという言ってはいるけど実際にはお金が来なくなってしまうとかということを考えれば米農家、それを専業にしているような人たちは大変だなということではありますが、政府とかそこら辺の対応もまだ分からないということをお考えれば確かに不足してる原価割れをしてしか売れないということをお考えれば必要なことでもあると思いますが、ちょっと分からない部分があるものですから萩原委員の言うように継続という形の方がいいと思います。

○13番 中澤総務産業常任委員長 伊藤委員お願いします。

○14番 伊藤委員 言葉がよく分からないので申し訳ないんですがただこういうことは確かに農家を守るためにも大事なことで、これ本当に今後どうなっていくかということになると、逆に米農家は米を作らなくなってくることも起こってくると困ると思うんですよ。そういう面を補助できる形のものやはり必要なことになっているんじゃないかなと思います。できればこれは引き続き継続していった方がいいと私も思います。

○13番 中澤総務産業常任委員長 下原委員

○6番 下原委員 文章の理解ができない部分もありますし実際にこのものが今話題になっているかという、ニュースのその他を勉強していない部分のことを棚上げて話すといずれにいたしましても今言うようにこの値段でやれば百姓の人たちは米つくるのやめたというケースが出てくると思うし、それからそのままがいいのかという、どうい影響が出るのかということが勉強不足のために非常に困ってしまう。それは米の自由化でよその国から仕入れてくるのよということでそれだと日本の国はどうなるんだという部分も一つありますので私はこの部分については勉強不足を棚に上げて物を言うならば引き続き様子見をさせてもらって勉強したいなど、こういうふうに思います。以上です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 小島委員お願いします。

○1番 小島委員 国の考えと反対になるというか、もう国としてはやはり減反施策とか価格保障とかそういうことを考えずに自由にやってくださいというような考えのように私は思うんだけど、それは生産者にしてみれば本当に大変だと思う。それじゃあどうすればいいかといっても簡単に言えるものではないけれども判断すぐつかないので継続でどうかな。皆さんそんな感じにいるので私もそれでいいと思います。

○13番 中澤総務産業常任委員長 萩原委員

○3番 萩原委員 近隣市町村の、多分これ出ていると思うのでそこら辺のところの様子、わかったら。

○13番 中澤総務産業常任委員長 田中次長

○田中議会事務局次長兼監査委員事務局次長 大変申しわけないんですが辰野町、箕輪町、

南箕輪村、宮田に陳情出ていますが確認取れていません。以上です。ちなみにご本人陳情提出の際には必要であれば説明できますというお話は受けております、以上です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 近隣の調整がまだ分からないということでございます。皆さんからご意見をいただいたところなんですが今聞いていると継続というような扱いでどうかという意見が一番多かったかと思えます。そこでですねまず継続とするかどうかについて採決をしたいと思えます。陳情第11号 米の生産費を償う価格下支え制度を求める陳情、これについて継続ということに賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

【賛成者挙手】

○13番 中澤総務産業常任委員長 挙手全員でございます。では陳情第11号につきましては継続という扱いにさせていただきます。

陳情第12号 種子法廃止に伴う万全の対策を求める陳情、事務局に説明をお願いいたします。田中次長

○田中議会事務局次長兼監査委員事務局次長 陳情受理番号12号 朗読

○13番 中澤総務産業常任委員長 全員から意見をいただくということでお願いします。

○3番 荻原委員 自分の知っている範囲であれですけれども、要は今まで種ってというのは国から補助金をもらって各それぞれの地域で県の研究機関とかあいうところとか農家とかというところがそのお金をもらいながら要はこの地域に合った、例えば（聴取不能）もそうだけどこしひかりをつくったりしたんですよ。要はそれははっきり言うと民間へは出していなかった、それは。要は国のお金をもらいながらその地域がその種を一生懸命育てて品種改良をしてそのものを地域の人たちが使うようになった。国の政策として要はそういった特別でやっている民間のあれが入ってこない民間の技術とかそういったものがないと閉鎖的だと、それはおかしいということで、ただ問題なのはここにもあるけどそういったものは資本のあるところが入って、例えばそこが新しいものをやったときにそこが当然特許取るわけです。そうすると今度はその特許をお金を払ってその種をもらわないとならないということになると単純に言うが高くなってしまふということなんだよ。

要は種を今までみたいな形で出さないようにするという形を取った、でもその代わりその地域ではその種を自分たちが使うことはできる。それは長野県だけではなくて日本中、そこら中お米だって何百種類とあるんですよ。それはそれぞれのその地域がその地域にとって一番いいものということをやったわけだけれどではそれを果たして民間とかとなると当然世界中の種なんか7社かそこらで動かしているんですよ。遺伝子組み換えとかあいつたもの。そういったものになってくると果たして本当にそれはいいのかというのは農業やっている者にしてみると非常に民間の力を入れるということは聞くとすごく良いような感じはするけど、そこが特許を取ってそういったものになったら今度は農家は特許の高い種を買わなくてはならなくなってくるということは決して良いことではないのではないかとということでそれは日本独自のものでそれはとっても大事なことだというふうに地域のそれぞれはみんな思っている。だけど国は要はそうすると一つの枠を作ってるようでや

っぱりそれはまずい。もっとそういったのは民間のそういったものも入れろということなんだけれども、でも果たしてそれというのは私はいいのかなという、全世界の穀物をただ遺伝子組み換えは世界中で7つの会社、それくらいでもう握ってしまっているんだよね。それがどうも…。

○13番 中澤総務産業常任委員長 下原委員

○6番 下原委員 いずれにしてもそういう方法で（聴取不能）していくという発想はどこから、どこからというのは場所じゃなくてね、どういうことから出てきているわけ？農家が今までつくっていたものを民間企業という言葉が今出たんだけれど、そういう別なところでつくった方がより美味しいものができるのか、安くできるのかあるいは病気に強くなるのか、それはよく知らないけれどもそういう発想がどういうことから出てきてこういう話になる、どういうことからだね、どこからじゃなくて、どういうことから出てそうなんだらうなというふうに思います。どうです。

○13番 中澤総務産業常任委員長 荻原さん分かりますか。

○3番 荻原委員 多分規制会議の意見だと。要するにそういった、はっきり言うと閉鎖的ですよ、すごくそれは。だから民間を入れろとか、民間を入れるということは単純にいうと日本だけの問題じゃないですから。外国から当然そういったものが来るわけなので当然入り込むわけですからそれは単純に日本だけの問題ではない、種というのはグローバル、全く世界を相手にしているのでそういったものは日本独自のやはりいろんなものに関しては反対を、やっぱり変だ、おかしいんじゃないのという意見は多いです、農家自身は。

○6番 下原委員 なるほど。

○13番 中澤総務産業常任委員長 冒頭最初の浦野委員の発言の中で種子法の廃止が何故起きていたのかということについて知りたいということで。分かる範囲で荻原委員に説明をいただいたところであります。もう1点あったのは、これについても近隣の状況はどうなっているか、分かる範囲で説明をお願いします。

○6番 下原委員 もう一回荻原さん、私いいですか。この種子法が「成立しました」というふうになってますね。これは成立されたんですね？その成立するプロセスでそういうのがそんなに出なくて一行目に「成立いたしました、だから反対しましょう」という部分で何やったって間に合わないような、間に合うようとかそういうこと言ってるのではなくてそうやって成立されるんだったらそういう意見があるならもう少し声が大になってもいいのかなというような気がしないでもないものでね。ちょっと気になっているんだけれどね、そこら辺は。

○13番 中澤総務産業常任委員長 ただこれの趣旨として見ると種子法の廃止法そのものに反対とかそういうことではなくて。廃止されたのでそれに伴う予算措置を運用しろとか、そういうことなので廃止法そのものに反対するとかそういうことではない？

○6番 下原委員 そういうことではない。

○13番 中澤総務産業常任委員長 ただ議論を聞いている中でちょっと分からないから

という議論が今されてますよね。さっきのはちょっと継続になったんだけども分かるまで少し勉強しましょうという手もあろうかと思えます。田中次長、これ3枚目からの資料についてはもし説明できるようであれば説明をお願いしたいと思います。局長

○笠原議会事務局長 それでは資料についてご説明いたします。種子法につきましてご覧になってるのは一番上のJA.comでよろしいですか。その資料に基づいてよろしいですか。上の方に農業共同組合新聞、それではご説明いたします。まずはお気をつけていただきたい点が一つございまして、そこにニュースの日付書いてございますが、2017年3月30日でございます。農業協同組合新聞の記事となっております。これにつきましてはまず1ページ目ご覧いただきます。先ほど議論の中で出てまいりましたように、この種子法の廃止法につきましてどのような経過で出てきたかということが1ページにございます。ワーキンググループの中で議論がされていたようでございます。それはまたお読みをいただくといたしまして2ページ目ご覧いただきます。それで農水省の方で審議会の審議等経まして本案の作成の方に入っていくわけでございます。その中におきまして農業協同組合の新聞3月時点におきまして、このような見解が述べられているというのが2ページ以降であります。それで3枚目をご覧いただきます。一番最後の方にまいりますと食材について見解の方ができております。ただしお気をつけいただきたいのは3月30日でありますので、法案作成等々につきましてその後何らかの政治的な国会で決着が図られたかどうかということには分かりません。ですのでその点等をまたご研究、ご検討ということになれば、先ほど申し上げましたが参考人という手段がございまして、参考人につきましては知見を有する者と学識等々になっておりますので、陳情提出者の方だけではなくいろんな団体ですとかそういった皆様のご意見を聞くことは議会の委員会審査の制度上としてございますのでつけ加えたいと思えます。以上です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 今説明いただきました。またそういう意見を聞いた上で判断するという道もあります。そういう中でとりあえず今回どういう扱いをするか、ご意見をいただきたいというふうに思えます。荻原さんから。

○3番 荻原委員 これは自分も町外やそういったところでもちょっと資料を求めたりしてやったんですけども、なかなか自分自身で何となく理解はするんだけど、でもそれを言葉に言って周りの人たちにどのくらい説得できるかというのは自分でも不安なんです。できることだったらJA上伊那の組合長も反対をしているので、組合長が良いのか、営農担当常務がいいのか分かりませんが、もし参考人というような形で承知をしてもらって意見を聞くという機会を持っていればよろしいのかなと思っております。

○13番 中澤総務産業常任委員長 浦野委員

○8番 浦野委員 今言うように、ここのやつを理解するだけでもこの文章を読む、それからやっぱりインターネットなんかでもいろいろ出ています。その勉強をするための時間がほしいなということで、この陳情者から説明していただくというのは、その人に反対しづらくなってしまふような感じがありますので、やめて農協の組合長がすぐ間に合うなら

それでもいいと思うんですが、いずれにしても時間的なものがありますので、その上で判断の方がいいかなと思います。

○13番 中澤総務産業常任委員長 伊藤委員

○14番 伊藤委員 実際私もよく分からない部分あるけれどこの文章を読んでも結局この改良をされた場合に例えば品種に特許はかけられて農家が特許料を払わなければならないということを書いてある、こういうことを強く反対しますという部分のことでこの文章を挙げてきているのかなというふうにするんですよ。私たちこれちょっと逆に勉強不足でこれについてのことはただ単なるこういう反対という部分のことが言っていることが私たちが理解する部分とちょっとかけ離れているような気がしているものだからもう少しこれ勉強した方がいいんじゃないかという気がします。

○13番 中澤総務産業常任委員長 小島委員

○1番 小島委員 私も十分に理解というところまでいかないの勉強して継続させてもらった方がいいかなと思います。簡単ですけど以上です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 下原委員

○6番 下原委員 前の人たちと同じですけどもこれを反対するという勉強と他に賛成するという人もいないかも分からないけれどそういう目で勉強会をするならしていかないと偏った見方だとか偏った考え方だけで我々がやってはいけないというふうにするのでそういう意味での勉強会は賛成ですし、そうあるべきであるというふうに思います。いずれにしてもそういう人がどこにいるんだと言われるとそれこそ皆目検討付かないけれどそういう意味で勉強会の時間が必要だろうと、こういうふうに思います。

○13番 中澤総務産業常任委員長 全員の方から意見を聞いたところでございます。そういう中ではいずれにしてももう少し勉強したい、あるいは時間がほしいというふうなところでございます。そう意味ではとりあえず今定例会では継続として…。それでは今そういう意見いただいたので今ここでちょっと採決はいたさずにとりあえず今日持ち帰っていただいてそれぞれ今晚から明日にかけて勉強をしていただいて必要に応じてインターネットなりあるいはJAの方との人脈を持っておられるようであればそういう方からも意見を聞いていただく中で明日もう一度審議をします。そういうことにさせていただきたいというふうに思います。その上でもう一度結論を出し直すと。陳情第12号につきましてはただいま申し上げたような扱いとさせていただきます。今日は少し勉強不足という声がありましたけれども13号以下しっかり勉強してきていただきたいと思いますのでよろしくお願いをしたい。荻原委員

○3番 荻原委員 局長にお聞きしたいんですけども例えば今日はこういった形でここで終わるんだけど明日例えばJAの部長が良いのか常務が良いのか組合長が良いのか分からないけれどこういったことでぜひ説明してくれないかと言ったときに向こうで分かる担当の者が行きますと、もし仮にそういった話が出たときにどのような形を取ればよろしいでしょうか。

○13番 中澤総務産業常任委員長 局長

○笠原議会事務局長 手続的には委員会の方で外の方に参考人をお呼びするときにはまず手続的には委員長の方から手続の話をしてしまふけど議長の方に申請して議長が参考人となる方をお願いするという形なんですけども、ただそのところで明日でもいいよということになれば、そのところを大急ぎでやりますので来ていただいて進めていただくということは可能でございます。ただその委員会の中ということになりますので司会というか進行は委員長の方でこういった形でやっていくということになります。費用弁償が発生しますので、謝礼の方をお支払いするという内容であります。

○13番 中澤総務産業常任委員長 そうすると、明日でもとにかく来ていただくことは向こう側で了解取れば良いということですね。

○笠原議会事務局長 ただ、手続きを踏むということはお了解で大急ぎでやりますのでそういうことでもあります。

○13番 中澤総務委員長 そうすると荻原さん、当てがあつてのお話でしたので来ていただいて説明を受けるということであればその方がいいですよ。どうですか。大至急ちょっとそういう中で一応交渉してみただいてできるという話になればそういう正規の手続きをしっかり取るということをお願いいたします。12号についてはそういうことをお願いしたいと思います。本日の委員会はこれで閉会といたします。

【2日目】

○13番 中澤総務産業常任委員長 定刻となりました。こんにちは、ご苦労さまでございます。委員全員が出席しております。ただいまから2日目の総務産業常任委員会を開催いたします。

陳情受理番号第12号 種子法廃止に伴う万全の対策を求める陳情の件につきまして参考人としてJA上伊那営農担当常務理事下村篤さんにご出席をいただきました。お忙しいところありがとうございます。種子法廃止に対する意見を伺いたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。ご意見をお伺いする前に進行方法について申し上げます。下村さんの方から5分程度で意見を述べていただきその後議員から参考人に対しまして質疑を行うこととしております。なお参考人に念のため申し上げておきますがご発言の際にはその都度委員長の許可を得てご発言くださいますようお願いいたします。ご発言に当たっては机の上にありますマイクの四角のスイッチを押していただきますようお願いいたします。また参考人は議員に対しまして質疑をすることができないことになっておりますのであらかじめご了承をお願いします。それでは下村参考人、このことについての所見をよろしくお願いをいたします。

○下村 JA上伊那常務 ただいま言われた通りJA上伊那の営農経済担当しております下村篤と申します。常務ということでして6年目の常務ということでありまして、非常に長くやらせていただいております。

本日の主題の趣旨は種子法に関する法律が廃止になったということとしてこれに対するこういったご意見と申しますか、意見を申すということですのでまず冒頭、本質だけ最初に言いたいと思います。種子法の廃止については全く議論もされずに国会の方でわずか数時間の間に採択されてしまったということとして、農協グループ並びに関係者ほとんど皆さんがなぜだと、理由がわからないという声が非常に多いということになりましてこの廃止に対する何故こうなったのかということについてはむしろ私たちの方が聞きたいぐらいだということでもあります。この法律の重要性というものを国会が軽視してなぜ廃止したかということについてもあまり触れずに議論をされずに決定してしまったということでもあります。来年のいつでしたかね、3月から廃止になるということでもあります。若干種子法の中身を私なりに説明をしたいと思います。長野県の対応というものを若干話したいと思います。資料は3点ほどありますが一つは日本農業新聞の記事の印刷という右肩に2分の1と書いた資料があるわけです。「種子法廃止の愚 食料主権 後退を許すな」と言う全国版の農業新聞の論説ということでこれが一番わかりやすいかなと思って持ってきました。種子法というのは稲、麦、大豆だけなんです、対象の植物は。これを都道府県に義務づけてきたということです。この種子法の中には予算を県で出せということも書いてあります。したがって非常に国としては重要な政策の一部であったということですが、これがなぜ廃案になったということと段落にあります。先ほど言いましたとおり理由もよくわからないということです。

3段落目に「種子法は戦後、食糧増産の国策を受けて、国なり都道府県が主導して、基礎食料である稲などの優良品種の生産・普及を図ることを目的に作られた。」ということとして、いわゆる原種の確保、原原種の生産、奨励品種の指定などということとして、米で言えば（聴取不能）などいろいろ長野県が輩出した品種も多くあります。長野県の場合にはそばも入ってまして、信濃1号ですとか長野県に適したそばの原種を作りそれをそれぞれ配布されているということや、小麦も長野県の試験場で開発されて品種改良され一般の皆さんが使っているということとして非常に馴染みの深い部分であります。そんなのが書いてあります。

下から3段落に廃止の理由を農水省はと書いてます。種子法が民間企業の参入の障壁になっているというふうに書かれておりますが、これは全く間違いでして今県がやっているから海外に盗まれることもなく種子が生産されるということです。これは企業やなんかが種子を作った場合には海外に行ったりと、話は違いますが和牛の種やなんかは中国なりあちらの方へ持っていかれてしまったということとして、非常にカナダとかに和牛の種をばらまいているという業者もいるということです。それが日本に横行すればどうなるかということには目に見えているということでもあります。ちなみに参考までにトウモロコシは全て100%アメリカの企業が種を握っているということです。これはF1ということになっていきますので一回生産しても2度目に同じ種をまいても絶対同じものはできないということとして、必ず毎年毎年その企業から種子を買わなければいけないというのがF1の種とい

うことです。これは今日荻原委員おりますが、トウモロコシ、スイートコーンの種も全てF1ということでもう2度目は種にならないと。反面、稲、麦、大豆、そばは直採りの種ができるということでも、自分の家で栽培してまた1年経ってまけば全く同じものができるというのが普通の種子ですが、それが米が今のトウモロコシみたいになったら毎年毎年アメリカなりどこかの企業から種を買わなければということでもあります。当然農協ではそういうことを確保するためにやっているということが実情でして廃止の理由の中に、この民間企業の参入障壁というのは全く当たらないということでもあります。

あとはちょっとご覧いただきまして裏に下の方に生活クラブ生協連合会というのがあります。これは生活協同組合JA上伊那からも相当のお米もいってます。キノコなり農産物もいってます。一番日本の中で裕福な生協ということでも、非常に厳しい生協です。安全、安心対策に対しては非常に厳しい生活クラブ生協ということでも、そこでも種子法廃止に抗議する声明を出したということです。それだけの全国的にも多く反対する団体組織があるということはこのペーパーでお願いしたいと思います。長野県の場合にはということでも、ホッチキスで止めた平成30年度長野県農業関連施策・予算等に関する要請ということです。これは長野県のJAグループが県の県知事宛てに懇談会の中で提出して直接本人に要請した中身の文書であります。これにはいろいろなことが書いてあります。

今日本題でないところは説明しませんのでめくっていただきまして2ページの手書きで四角で囲ってありますが2-1の(1) - ②、「主要農作物種子法が平成30年3月末で廃止されるが、主要農作物の安定生産と品質向上には、引き続き適正価格による優良種子の安定供給が必要であることから、県としての体制を維持するための予算を確保すること。」という要請を出しています。他はご覧いただいて省略します。これなぜ予算措置だけを要請したかということにつきましては、次のカラーの1枚ものがあると思います。「原種センターとは」ということで右肩に3分の1ページというのがあります。長野県には一般社団法人長野県原種センターというのがあります。すみません、先に裏を見ていただいて中ほどに基本財産の出資額、出資比率ということでも長野県自体が筆頭株主です。約4割近くの株出資をしているということ。市町村ということでも約10%ありますがこれは箕輪町も金額分かりませんが当然ながら出資をいただいているということでもあります。JA関係で38.4%ということです。JA関係団体というのは全農ですとか県連組織ですね、それからJAというのは単協のJA上伊那も含めて8.3%、JAグループで約46%くらいですかね。種苗関係で団体ですとかということでもこれだけの出資で運営している長野県原種センターというのがあります。長野県だけですね。長野県だけはこういう原種センターがありまして他の県でやっている事業を全てここに統一してるといことです。

したがいましてJA上伊那としてもこの種子法廃止に対しては抗議を申し上げたいし陳情要請をしたいところではありますが、長野県全体ということになりまして県知事に対して先ほどの要請をしたということでもあります。業務的には全く原種センターがなくなるわけではありませので長野県的には種子法廃止に対する大きな影響はないというふうに見て

おります。ただ種子法の中に予算を「県費ですけど」というのが法律の文面にあります。それがなくなると予算措置がどうなるかということが一番心配になるということです。先ほどの要請の中で県知事からは「予算については従来どおり万全の対応をします」という回答を得ておりますので JA 的には今回のこの件に対しては要請なり陳情等は行わなかったということではあります、当然ながら主旨は全く出ておる中身と、なんです、どこから出ている団体からだと思いますが、全く内容的には賛同するという中身であります。ただそういう背景があって農協 JA グループとしては要請なり陳情をしなかったんですが懇談の中で知事に要請したということですので、内容的には全く同じかなと思っていますのでそんな点でまずご説明を終わりにさせていただきます。よろしくお願ひします。

○13番 中澤総務産業常任委員長 ありがとうございます。以上で参考人のご意見の陳述は終わりました。これから議員の皆さんから質疑に入ります。ご質疑ある方は挙手をしてお願いをしたいと思います。浦野委員

○8番 浦野委員 インターネットあたりでちょっと見てみますと価格なんかを民間になれば4、5倍になるとかそういうような怖いことが書いてあります。その辺はどんなふうに考えているか。

○下村 JA 上伊那常務 何故企業は種子の事業に入っていないかということですが、いわゆる日本は非常に多品種の作物があります。したがってアメリカですとかオーストラリアですとか広大な土地でやるには品種が非常に少ないということですので、企業が種の生産をしても採算が合うと。日本はわずかの種ですよ、10アール何キロとかその程度の種は企業がやっても絶対に採算が合わないので規制改革会議の皆さんは企業の方に種子の生産をさせるいわゆるアメリカのためには言うてはいけないんですが、アメリカはサンキストとかいっぱい大きな種苗会社がありますが非常に品種の数少ない、それからさっき言ったようにF1を作っているということにして企業として成り立つ規模あるいは方法ができてしまっていますのでそれを日本にも持ってきたいというのが今日ここで言っているのかわかりませんが、思惑はやはりこの種子法の単なる企業の参入障壁ではなくてアメリカの企業ですとか、多くの企業の優越性を考えるのではないかという私自身の思いはそうなので、インターネットにも非常に出ていますと思いますが種子はやはり行政が担っていないと先ほど冒頭で言いましたとおりの海外へ取られてしまうとかということがあった場合には非常に中国なんか著作権ですとか商標権ですとか全く通用しないところなので中国に行ったら日本の米は好かれるということをそれをまた拡大、拡大していけば非常に貿易的にも企業的にも優位になるということですので、日本の企業が参入したいと思っても小規模の企業で多分駄目だと思います。

箕輪を例に取りますと種苗会社ありますよね、ニチノウネ、昔はこの辺で種場がいっぱいあったところですが、それも全くないということにして輸入種を扱う会社になってしまったとか苗の生産しかやっていない会社になっていったということ徐々に大手に引きずられているということです。これで日本の種、遺伝子を守っていけるのかというふうに思

います。種子法は長野県は全て県が古い品種を買わせてますので例えば高遠そばは最近出てきますけどあれも県がずっと長年保管してたので種を守ってきたと、だからここでまた復活という事業を今やっています。それから（聴取不能）は信州大学の農学部で全部種苗が全部保管しています。アメリカはあれですね、離島と言いますか、無人島の中に冷蔵庫を作ってそこに原種を保管しているというようなことやっていますので、企業がこの種子の産業に入ると日本の国益がどこかにいってしまうのではないかと思います。アメリカに牛耳られるのかなというふうに思っています。TPP も同じだと思います。あくまでも私は個人的な考えですのでお願いしたいと思います。以上です。

○8番 浦野委員 そうすると日本の企業がやるにはちょっと採算も合わないし、おそらくアメリカとかそういうところの方から大手が入ってきて値段はあまり上がらないとしても、その種の保存とかそういう面でマイナス点があるということですかね。

○下村 JA 上伊那常務 当然最終的に狙いはF1ですよ。一代交配種に交配種を作るということなので再生産ができない種を日本中にばらまけば日本の食料は種苗会社なりその国に牛耳られると。食の安全という部分については全く担保されないということになると私は思っています。

○3番 荻原委員 その原種センター、長野県にある原種センターというのは非常に大きな役割を持っているということで県もそういったものにお金を出して、要は原種センターを守るというような形だと思うんだけどこのことがこの種子法を来年3月に廃止になるということの中では今は常務の話だと重要だという話だったんだけど他の府県とかそういうこととの係わりというのはこの原種センターというのはどんな係わりがあるのか。

○下村 JA 上伊那常務 原種センターの予算は先ほど言ったとおり県の予算でやっています。いわゆるさっきの根拠法の種子法に基づく予算は効率の中に権力で負担しろということ書いてありますのでそれが根拠がなくなったということですので、先般の要請をしたということです。これについては県自体としては全く変わりなく予算をつけるというふうに知事も言っていますのでその点は心配ないかなと思います。負担金ということでJAも相当な負担を出すということですので、このことの重要性というのは原種センターということで長野県は特にそういう思いが強かったので県としてもこの原種センターを作ることです。事業についても全く同様で変わることなく、首相がしなくても長野県としては予算についても事業についても同様にやっていくということやっていますので予算の要望だけだけでこの事業に対する要望など要請はしなかったということです。県下に全国に先駆けてといいますか、一番先進的なこの種子を守るというのが長野原種センターですので他府県はないです全くどこにもないです。北連が一部、種の開発をやっています。長野県だけですね。他県はさっき調べさせたらないと。県に聞いたんですがないですということです。原種センターは米、麦、大豆だけではなくてキノコの種菌も作ったり栽培キノコの種菌はやっていますね、ここで。それとか主体はそこかな、そんなところですね。ですので長野県的にはこの法律がなくなってもこれは言うてはいけないのですが、体制は知

事が変わるとかよっぽどのことがない限りは変わらないというふうに思います。知事が変わっても変わるべき仕事じゃないかなと思っておりますので安心しているということです。で予算要請だけしたということです。

○13番 中澤総務産業常任委員長 他にございますでしょうか。小島委員

○1番 小島委員 だんだん説明を聞かせてもらって分かってきたんですが農協さんの基本的な考え方というのはこういうインターネットや資料をいただくと見えてきましたけど結局最終的に成立しているんだけど、結局これ基本的には反対だと思うんですがこれをフォローできるような形の政策が取ればいいのかという判断がありますか。

○下村 JA 上伊那常務 種子法の廃止は衆参合わせて12時間の審議で法律が通ってしまったということにして、ほとんど議論がなくして廃止になってしまったということにして非常に抗議をしております。

今もう一個、話は違いますが市場法というのも廃止をしろと規制改革会議は廃止をしろということを書いていましてそれはもうとてもじゃないがためだということにして、あくまでも農業潰しではないかということで自民党にも要請運動を行って市場法の方は若干の修正で済んだということです。

それからもう1個、酪農関係の加工原料の指定生産者団体という酪農関係の法律がありまして、それも国から加工原料に対する補てんをしてるということです。今この三つの法律が議論をされていてどれもこれも今さら法を改正をする中身じゃないというふうに思っていますが、やはり規制改革会議は企業向け、大企業向け、アメリカ向けとってはいけないのですがやはりそちらを向いているということにして、日本の国土守る、日本の食料守るという観点からは全く逸脱していると思っておりますので当然ながらその（聴取不能）についての改正、解約についても反対ということに貫いております。ただ地域としてそのことを反対運動を起こしたとしても全国の話ですので通用しないと言ってはいけないんですが、やらなければいけないことは分かっていますが、それは全国組織なり県組織、例えば県に対しての要請と、です所以我々が例えば箕輪町（聴取不能）に要請を出してもどうなるかなというふうに思いますので、ことを大きくせずに水面下と申しますかそちらで政策要請を個別に懇談会等開いてやっているというのは実態でして、思いは全く同じですが文章化していないと、文章化と言うのは県全体ではやっているんですが上伊那的にはやっているという内容です。

○14番 伊藤委員 この陳情に出されている方は上伊那の農民組合という竹上さんという方ですけど、このことについて反対することを陳情しますという文章を各議会で全部出していると思うんです。このことについてはJA上伊那あるいはそういう相談があった中での手数なのかどうかということをお聞きしたいです。

○下村 JA 上伊那常務 上伊那農民組合は竹上さんが委員長だと思いますが竹上本人とは話をしていません。他の委員の皆さん、例えば伊那市の市議会議員さんですとかそちらからはお話を聞いてまして要請を出すということは聞いていました。農協も一緒に出したら

という提言もいただいておりますが今言ったような理由の中でこれだけの種子法に関するだけの要請を議会に出すのはちょっと難しいと。県下的にも他の農協は多分出さないということですし、県全体の農政対策会議の中で県知事に対して要請したという経過がありますので農協的には今回については一緒にできないと。過去はTPPですとか色々な問題については中身の温度差はあれども、農協も出してきたということですがこれに関してはちょっとこれだけで議会に要請するというについては農協的には非常に難しいという判断をしております、地域的には動かなかったということで県全体の中でやってきたというのが実態です。全く中身は賛同してますので同じです。

○13番 中澤総務産業常任委員長 他にございますでしょうか。下原委員

○6番 下原委員 ただいま常務のお話で方向的考え方、理解したつもりでございますけれどもただ今言うように県内のうち私は上伊那の皆さん方がどんなふうにお考えを持ってやっているのかどうか、時たま今日は箕輪の議会なんですけどその他のところに竹上さんがどんな格好でアプローチしたりあるいは農協さんが説明されたり色々されているのかどうかということについてちょっとお尋ねをしたいんですが。

○下村 JA 上伊那常務 ちょっとはっきりは分かりませんが伊那市の議会は終わったのかな、ちょっとそれは分からないですけど結果聞いてないんですが話についてはちょっと話がありました。今言った中身でそれは農協は今回はやりませんということになっています。一般の皆さん、農業者の皆さん、組合員の皆さんは種子法の廃止という中身そのものが多分分かっていないというふうに思いますので、だから目的は何よと何のために廃止しているのということが非常に出てきておりますので、いずれの機会にどこかで種子法の改正の話、この種子法の廃止、牛乳の指定団体の話とかいろいろ規制価格会議が言ってくる中身がいっぱいありますのでそれに対する農協としての見解はどこかで出さなければいけないかなと思っておりますが、それを要請するとか陳情するということがないですが、やはり高額しているのは実態です。やはり過去に木材の輸入自由化で山が荒れてしまって限界集落ができてしまってもう住んでいない山の中の集落がいっぱいあるとか、それから大店法の改正で箕輪もそうだと思いますが、シャッター通りになったとか田んぼのど真ん中に大きなデパートとかショッピングセンターができたということにして、非常に商業的にも（聴取不能）い皆さんが（聴取不能）ということでこの規制改革そのものとかあるいはそのことが本当に日本のためになっているのかということとは色々な面からも疑問する部分があるかなと思っております。ただ経済の活性化という面から非常にいいのかなと思っておりますが、反面弊害の部分もいっぱいあるということにしてその部分について我々協同組合として運動を何といたしますか、継続していきたいというふうに思っております。ただそれを議会に陳情するかしないかという部分はまたちょっと別問題で思いは同じですが、その手法についてはあらゆる面で意見書であったり（聴取不能）ですとかいろいろ広報紙の中でそのことを明文化するというのはこれからもやっていきたいと思っております。

○13番 中澤総務産業常任委員長 他にございますでしょうか。私一つお尋ねしたいん

ですが、今のお話を聞いてて理解できることは理解できたんですが何て言うんですかね、TPP のときには私のところへも JA さんの方から陳情が上がってきたという経過がございます。その時というのは箕輪町とかそういうことではなくて中央会とかそういうところで全国の市町村にそういう働きかけをするというような意思統一がされていてやっていたのでしょうかというのが一つと、それからもう一つ、聞いてるとその思いは一緒だというのはよく分かったんですが、ただそういう中で今言ったような TPP のときの対処と違って今回の対処についてはいわゆる JA 中央会から一斉に全国の市町村に働きかけるというようなことは考えないというようなことでおられるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○下村 JA 上伊那常務 一番ちょっと弱いところをちょっと聞かれてしまったんですが、今まで全国農業協同組合中央会というのが農政運動を全国的に引っ張ってきたのは間違いなかったんですが、ある議員さん、国会議員の皆さんから言えばやり過ぎだったということをよく言う人がいまして、全国でリードして全中が旗振りをして TPP と農政対策は非常にやってきたということとして、どうもそのこと事態がほかの議員の皆さんからは面白くないということで今 JA 改革という方へ矛の先を向けられてしまっていますので、我々の自己回復という部分を優先的にやらざるを得ないと、それも農協法改正がされて期限も切られているということとして農政（聴取不能）に対してはトーンダウンせざるを得ないというのが全国的な段階ですので TPP は非常に全国運動、何回も東京へ陳情なり要請運動をしてバスも行ったりと過去の米価運動と並くらいに農政運動をやって断固反対運動をやったんですがあまりどうかと、ちょっとやり過ぎたということが弊害になってしまっていて首相といいますか、官邸主導で農協をちょっと弱体化させろというような農協改正法になってしまったということとして、ちょっとここでまた大きな運動を起こすとさらに農協いじめとかというような場合もありますので、はっきりは言いたくなかったんですが結論はちょっと後ろを向いてもう少し JA 改革を先行させないと地域の皆さんにも理解できないかというふうに思ってます、といいますか全国的にリードする組織が弱体化したと言った方が早いかもしれません。若干いじめられて頭を引っ込めたというような状況かなと思います。

○13番 中澤総務産業常任委員長 そういう全国的な形ではとりあえずないということでは分かったとして、JA 上伊那さんとしてみて全国的なそういうことはないにしても要するに単組と言うんですか、そういう段階で何らかのことをやっていこうというお考えはあるんでしょうか。

○下村 JA 上伊那常務 全国、県も先ほど言った通り同じなんです、これに対する予算要求に対しては要望、要求を出していますので予算面からは要請、要望、懇談会と開いてこの関係予算については確保してくれということは進めます。ただ今言った政治的な部分は自民党にモノを言ってもなんて言ってはいけないかな、通らなくなっているんで予算面では国会議員なり県会議員と要請はしていきますので文書でなくて口頭的な部分で

(聴取不能) をとりたいということです。議会から要請等出して採択されたとしてもここでちょっと言うてはいけないかもしれませんが、実数になるかどうかという部分もありますので現実的な部分の対応をしたいということです。TPP もそうですが日合 EU とか色々世界的な動きのグローバル的な中の経済団体と動きがいっぱい出てしまってますので反対とか賛成とかいう段階ではなくて動き出してしまってますのでそれに対する対応をどうしたらいいかということをしてに所願を置いておくということに現実になってしまってる、そうはしたくなかったんですが現実はそうなってしまったということですかね。

○13番 中澤総務産業常任委員長 ありがとうございます。他にございますでしょうか。荻原委員

○3番 荻原委員 最近生協、生活クラブ一応抗議声明ということを出しているんですけど、具体的に農水大臣だとかそういったところに対して出したってことをそこら辺はどういう対応をされているんですか。

○下村 JA 上伊那常務 生協はさっきも説明したんですがこれ談話の形で発表しただけなんです。抗議声明ということで文章的にどこへ送ったとかではなくて記者会見の中で説明しただけなので、公的なのかな、よく分かりませんがそんな段階です。あとは生協以外は色々な労働組合の団体ですとかやはり同様に声明を出しています。全く同じような中身で拙速だと言うような声明ですね。文章的に出したところは多分北海道の酪農団体くらいかな、指定団体の加工原料の方があったので、あとは多分文章的には出ていないと思います。みんなこれに書いたとおりの声明を発表と。中身はさっきの農業新聞の論説と大抵同じです。

○13番 中澤総務産業常任委員長 他にございますでしょうか。よろしいですか。以上で参考人に対する質疑を終了いたします。下村さんにおかれましては急なお願いにも関わらず快諾をしていただき、また遠く長野におられる中を駆けつけていただきましてありがとうございます。またただいま実に懇切丁寧なご説明をいただき大変ありがとうございました。これからの審議に十分役立てていきたいと思っております。大変ご苦労様でした。それでは審議を再開いたします。ちょっと冒頭一件だけ訂正をしておきますが一番最初に陳情受理番号11号と申し上げましたが12号でございますのでそのように訂正をさせていただきたい、お願いいたします。ということで参考人からの方の意見を聞いたわけでございます。これを参考にした上で12号 種子法廃止に伴う万全の対策を求める陳情についてご意見を伺ってまいりたいというふうに思います。よろしく申し上げます。ご意見のある方とりあえず挙手をお願いをしたいと思います。

○8番 浦野委員 元々の経緯なんですが、規制改革推進会議農業ワーキンググループというものの中でいわゆる規制改革、ここから始まりまして、さっき言った「総合的な TPP 関連政策大綱に基づく生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し及び生産者が有利な条件で安定取引を行うことのできる流通加工の業界構造の確立に向けて施策の具体化の方向の中で、戦略物資である種子、苗については、国は国家戦略、知的戦略として民間活力を最大限に活用した開発、供給体制を構築する。そうした体制整備を資

するため地方公共団体中心のシステムで民間の品種開発の意欲を阻害している主要農産物出資法は廃止する」というなことがいわゆる規制改革の中で明記されて、多くの関係者がこういう種子法を廃止するなんていうことは予想もしてなかったということで、日経の記事によりますと「農林水産省は官が事実上独占している米の品種開発を民間に開放する。都道府県だけに米の復旧を意味付けた法案を法律を廃止し参入障害を下げる。開発費などの公的補助も検討する。農家の自主性を高める。2018年の米の減反廃止政策を廃止する。」と、「これを睨んで米の品種開発に民間の活力を呼び込む」というようなことで説明があって、さっき言ったようにほとんどの議論がなく、ぱぱぱと決まってしまったということで、当然農協さんも知らなかったという形になっておりまして、私の調べた中ではインターネット若干見られたということですが、ほとんどの学者、京大の学者だ、何だかの学者という人はこんなの理由にならないではないかということで大分怒っているというのが現実ですね。

○13番 中澤総務産業常任委員長 いずれにしてもこの陳情に対してどういう扱いをするかという観点からの議論に入っていっていただきたいというに思いますのでよろしくお願いたします。荻原委員

○3番 荻原委員 今JAという立場からも経営の予算措置というものは要求を出すけれどもこういったことで特にその政府に云々とかということも出さないと。また生協、生活クラブにおいてもそういった談話というか（聴取不能）という話は（聴取不能）そうやってくと敢えてここで箕輪町議会としてこれを採決して意見書を出すというのも何らのちよっと違うのではないのかなど。ですので私はこれに関しては種子は当然この通りだと思うので趣旨採択という形を取ればという意見です。以上です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 他にございませんか。浦野委員

○8番 浦野委員 私も勉強した中で、今日のお話も踏まえて農協の考えも聞きました。種子法の廃止法が成立しているわけですね。そういうところで考えると趣旨は十分わかるんで趣旨採択という形の方が、採択とかじゃなくてね、なんか出すとかいうことではなくて趣旨採択がよろしいかと思えます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 伊藤委員

○14番 伊藤委員 今下村さんのお話を聞いた中でもやはり竹上さんの出していたことに対しては言うことも分かりますし、ただ反対であっていくということで今下村さんの話を聞けばやはりそういう分では今荻原議員が言ったとおりにかと思えます。そんなことで私も趣旨採択の形の方が良いのではないかと思えます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 小島委員お願いします。

○1番 小島委員 国会通ってしまった、農協も知らなかったと言うけど農協の代表者だって多分いたはずで、それはある程度見てると思うんだよ。でも表へ出てこなかったというのはやむを得ないというか、規制緩和とかそういうことでいいのではないかということもあったかもしれないけど、この言われることも分からないわけではないけれどもここで

色々言ってもちょっと難しいと思います。趣旨採択がいいかなと思います。

○13番 中澤総務産業常任委員長 下原委員お願いします。

○6番 下原委員 私は多くは申し上げません。今皆さんが言うとおりにして良いと思います。

○13番 中澤総務産業常任委員長 そうしますと、ただいま皆さんから意見を出していただいたわけですが、趣旨採択という声が非常に多かったわけでごさいます。ということでもまず本陳情の扱いについて趣旨採択とするか否かでもまず先に採決を行いたいと思います。趣旨採択とすることに賛成の委員の方の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

○13番 中澤総務産業常任委員長 全員でごさいます。では陳情中の本案につきましては趣旨採択ということとさせていただきます。ありがとうございます。

受理番号13番 国土交通省告示第15号の履行に関する陳情書を議題といたします。事務局で説明をお願いします。田中次長

○田中議会事務局次長兼監査委員事務局次長 陳情13号 朗読

○13番 中澤総務産業常任委員長 毎年この時期の議会に出されています。一応私が調べた中では昨年これについて採択としております。さらに一昨年もやはり採択としております。他はあれですか、今年度に関して他の市町村の状況分かりますか。

○田中議会事務局次長兼監査委員事務局次長 この3件の陳情に関しましては箕輪町のみでごさいます。以上です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 ということであります。ご意見をいただきたいと思ひます。荻原委員

○3番 荻原委員 これは毎年出てきて格段の配慮をお願い申し上げますで終わってしまつてこれ何をしろということなのかよく分からないけれどこれ、毎年採択をしているけど変な話私たちがどうするかとかそういうことを書かれているわけではないので、これぼつぼつ否決してもいいのではないのかなと思うんですけど。

○13番 中澤総務産業常任委員長 浦野委員

○8番 浦野委員 考えるに、去年も議論したんだけど要はそれを守ってくれないと、いわゆる予定価格を書いたりする側でどうもその申請者の言うとおりに高く契約してくれないということだと思ひますね。それを本来これおそらくあれじゃないですかね。行政側の方にも出してるのではないですかね。そうだとしたら議会からも言ってくれということかもしれないけれど、もう今までも言ったこともあるしいいような気がしますね。

○13番 中澤総務産業常任委員長 下原委員

○6番 下原委員 毎年出ていてこうやってやるということはどちらかがそのとおりにやらないから出るのであって、そうかと言ってそれを書いてあることはその通りにやればいいではないかと言うけど出来ない理由があつてやらないんだと思ひます。それに対してここでまたやって毎年同じことの繰り返しをやっているということは私はいかがなものかな

というふうに思うわけです。そういうことですからこの時点においてはこの部分はいいのではないかなというふうに私は思います。書いてある内容がだめとか言うのではなくてどちらかできない理由があってやってられない、できない、そうでなきゃ毎年出てくるわけがないというふうに思いますのでそんなふうに解釈をしてそういう意見でございませう。

○13番 中澤総務産業常任委員長 小島委員

○1番 小島委員 毎年やっていて採択して意見書を出せというのではないから業者の立場にしてみれば分かるんだけど、町民全体から見るとどうかなということもあると思うので採択して意見書も出さなくていいなら採択していいんだけど本当は採択したら町へ出したっていいと思うんだよ。本当はその要求はないからどういうものかね…。

○13番 中澤総務産業常任委員長 確かに陳情書を出せという陳情なら分かるんだけどそれ求められてないから。伊藤委員

○14番 伊藤委員 昨年のもを見ててもまた同じことが出ると、昨年と全く同じ。これまで多分言うことも分かる。設計事務所にしてみればそういうことでだから何とか誰かが議会の方でもちょっと言ってもらいたいというような、そんな考え方があるのかなと私は取ったの。一応議会として今日どうするかもう採択としてこれは出しておいて、もしできるものなら小河さんあたりとそういう話を煮詰めて話を聞いてみて、どういう本当の趣旨の気持ちなのかということのをあれすればいいから私はもう今小島さんが言われたような形でいいのではないかと私も思います。

○13番 中澤総務産業常任委員長 浦野委員

○8番 浦野委員 前に確か聞いて、要は向こうに言ってほしいというような形です。それで確か言ったような気がするんですがはっきり言うと町長が変わったので前より何でもかんでも切ってしまう、20%、30%切るとかそういうことが今はないと思います。たださっきの種子法ではないけれども、これはもし守られていないとすればその趣旨は理解できるので一つは趣旨採択という方法もあるんじゃないかなと、不採択でいいかというのと、こんなのだめというのもちょっと厳しいような気がします。

○13番 中澤総務産業常任委員長 小島委員

○1番 小島委員 前に確か柴建設課長のときに課長が来て説明を受けたこともあるんだよ。こういう決まりはあるけれども結局努力すればこれだけもっと安くできるものはいっぱいあるんだということを言ってくれたんだよ。なのでいろいろ考えたけどなんか判断も難しいんだよ。法的にはそうかもしれないけれど本当にそうかな。ちょっとよく分かりにくいけど。

○13番 中澤総務産業常任委員長 あれは27年の時ですよ、課長に来ていただいているのは。浦野委員

○8番 浦野委員 はっきり言って負ければ負かるって、いわゆる設計とか建築とか材料費が掛かるものと違うので人権がほとんどだからそうなる、安くすればいくらでもでき

るという形になってしまって、いわゆる業者が大変苦勞してるということで、法律の改正があっただけこういうふうに努めなさいというようなことで法律の改正がありました。それでぼんぼんそういうことを陳情をするようになってきたということが経過だと思います。当然こういう業者も自分で商売をやっているわけではないものだから、一定の利益は確保したいというのは当然だと思います。

○13番 中澤総務産業常任委員長 荻原委員

○3番 荻原委員 前回も採択をしてまたこれ出してきたということは何を言って求めているのか分からないから前回採択をした。それでもって私は終わりでいいと思う。以上です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 他にございますか、ご意見。そうしますと浦野委員の方から趣旨採択でもというようなお話もありましたがその他の方々からはそういうご発言なかったところがございます。これいわゆるこの陳情についてはこの陳情を採択するか、不採択するかで採決をしたいと思いますがよろしいでしょうか。陳情13号 国土交通省告示第15号の履行に関する陳情書につきまして採択に賛成の方は挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

○13番 中澤総務産業常任委員長 不採択に賛成の方挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

○13番 中澤総務産業常任委員長 ありがとうございます。採択が0、不採択が4ということで不採択とさせていただきます。不採択と決しました。

陳情第14号 最低制限価格の設定に関する陳情書、事務局で説明をお願いします。田中次長

○田中議会事務局次長兼監査委員事務局次長 陳情14号 朗読

○13番 中澤総務産業常任委員長 前年、前々年と同じものを全く出されておまして前年も前々年もこれは趣旨採択になっております。そんな状況を踏まえて意見を出していただきたい。先ほど浦野さんおっしゃられた箕輪だけしか出てこないというのは箕輪が守ってないから出て来たってということかね。箕輪以外出てないんでしょ？

○田中議会事務局次長兼監査委員事務局次長 出ていません。

○13番 中澤総務産業常任委員長 浦野委員

○8番 浦野委員 長野県では最低制限価格設定をしているんだけど、他の市町村そういうところが多くのところをやっていると。この町だけとかこの町はやっていないということはその辺の真意も実際にそうなのかどうかというのはやってないから出ていると思ってるんだけどどの程度他のところはやってるかどうかそれも調べる必要あるかもしれない。

○13番 中澤総務産業常任委員長 局長分かりますか。

○笠原議会事務局長 存じ上げません。

○13番 中澤総務産業常任委員長 荻原委員

○3番 荻原委員 これも前と同じように「陳情いたします。」でどうにしてくれということ常任委員会の中で言われてるわけではなくて「陳情します。」ですので「陳情します。」聞いとけばそれでいい言うんだけれど本当ならそれを想定問題にするほどのことではないような気もするんですけれど、ですので趣旨採択か、不採択かでもいいような気がします。趣旨採択で良いと思います。

○13番 中澤総務産業常任委員長 田中次長

○田中議会事務局次長兼監査委員事務局次長 去年12月ですけれど町村自体は全部出てます。今年箕輪町のみと状況でございましてこれにつきまして文書配布という市町村が3町村、この最低制限価格については不採択をしてる町村もありました。以上です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 それは去年の話だね。今年は箕輪しか出ていないということ。お一人ずついきますか。

○1番 小島委員 前回も趣旨だということだしちょっとそうだと言いきれない部分もあるので趣旨採択でどうですかと私は思います。

○13番 中澤総務産業常任委員長 下原委員

○6番 下原委員 いずれにいたしてもさっきの話と同じように箕輪だけが何もしていないような趣旨採択というだけでやっていない、他は文書配布なり何なり取っているというようなことの中でこういうのが出てきたのかもしれないし分からない、そこらはただここに書いてあること自身が絶対的におかしな話を書いているかと言うと必ずしもそうだとは私は思わない。そういう部分についてやっていったときにこれを90%という（聴取不能）どうやるかという文書配布という方法もあるけれどやはりこういうのは何らかの格好で何かのアクションを起こす必要があると思いつつも出しても出しても同じで箕輪だけがやっていないというようなやり方に（聴取不能）取れる、そういうことを非常に困るというそういう部分で言ったときにはちゃんとこういうことで趣旨採択をしましたよと、例えば趣旨採択だったらこういうことにしましたよと、というような形のものもある面ではちゃんと行って、しかるべき処置を起こしていくというやり方を取らないとまた来年になったらまた来たとかこの次にまた来たというような話になって「この前もそうだったぞ」というようなイタチごっこになってしまうケースを心配してるわけで「お前さんのことだから多分そういうことが出てくるだろう」という想定をした上で話をしてはいけないけれど、それ以上言いませんけれど私は何らかの形で趣旨採択でもいいでしょうし何らかのアクションを起こしいかないといけないというふうに思います。不採択という話はなしにして。

○8番 浦野委員 これさっき言ったように現実に町がどういうふうに行っているかということがはっきり分からないままやってないから来るんだろうという予想だけで多分おそらく企画とか何だ、今契約がやるというのはあれだね、企画課の方かな。そこへ聞くだけでも聞いた方がいい。

○田中議会事務局次長兼監査委員事務局次長 入札等に関してはこの入札事務については企画振興課が担当しています。

○8番 浦野委員 採決する前に本当に実際にやってるのか、いや、もうそんなうちはやっていますよ、というのはおかしな話。

○13番 中澤総務産業常任委員長 企画の契約係の話をお願いします。そういうことで次長

○田中議会事務局次長兼監査委員事務局次長 すみません、確認をさせていただきたいんですが何について確認を取るという今ご発言だったか、もう一度すみませんが聞き洩らしてしまいました。すみません。

○8番 浦野委員 要するに最低制限価格の設定をしているか。その設定できる科目ですね、委託料ですから。できるんだけどしてるかどうか、この町は。

○13番 中澤総務産業常任委員長 今その前段には建築物の設計工事監理業務の設計価格ということになると思いますので該当課がいいのか、それとも契約審査の担当がいいのか。そこはちょっと事務局で判断していただきたいと思いますけど。局長

○笠原議会事務局長 職員を呼びますのでどうぞ好きなようにお聞きください。

○13番 中澤総務産業常任委員長 ご苦労さまです。今長野県建築士事務所協会の上伊那支部長さんという片から最低制限価格の設定に関する陳情書というのが出てきているわけですね。今ご覧になっているわけですね。その一番上のところを見ていただくと「建築物の設計・工事監理業務等入札により発注する場合には最低制限価格の設定をお願いいたします。」と。「また、最低制限価格については発注予定額の90%以上に設定して頂きますよう併せて陳情いたします。」というふうになっております。ということでいわゆる最低制限価格の設定がなされているのかどうかという点と、もう一つはその価格はいわゆる発注予定額の90%以上になってるかどうか、その辺を教えてくださいということでもあります。よろしくをお願いします。

○竹腰企画振興財政係 先ほどの質問でございますけれども委託料につきましては最低制限価格は設定しておりません。したがって90%以下というところについても設定していないというご答弁でございます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 ありがとうございます。という説明でございます。出席いただきましたので質問ありましたらお願いいたします。

○8番 浦野委員 最低制限価格は建築とかが主なんですがいわゆる委託料なんかもできる規定の中ですが、県なんかは最低制限価格を設けているし、ここの申請で分からないけれど多くの市町村もやっているという中で特別ここが最低制限価格を設けない理由というのはありますか。

○竹腰企画振興財政係 入札等審査委員会の審議の中で現状では町の発注する工事、受注規模、一般競争入札の工事についてのみ最低制限価格80%ですけれども設定するということで審議していただいているという現状でございます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 他ございますか。萩原委員

○3番 萩原委員 他の上伊那の残りの7市町村というのはどんなふうな形、対応を取っ

ているのでしょうか。

○竹腰企画振興財政係 今手元に資料がありませんので確認をさせていただければと思いますのでお願いいたします。調べて参りたいと思います。

○笠原議会事務局次長 他市町村のことでございますのでこれから調べるんですが向こうがいなかったりこういった季節ですので予算のヒアリングなんかもやっております。ですので今日中にできるのかどうか分かりませんがいかがいたしますか。

○13番 中澤総務産業常任委員長 できるだけ調べてもらってもし分からなければ分からないその範囲以内で審議させていただくことにしますので努力だけしててください。なるべく急いでください。お願いします。

次の陳情第15号 耐震診断・耐震改修に関する陳情書を議題といたします。田中次長ご説明をお願いいたします。

○田中議会事務局次長兼監査委員事務局次長 陳情15号 朗読

○13番 中澤総務産業常任委員長 これも箕輪だけですか。田中次長

○田中議会事務局次長兼監査委員事務局次長 箕輪町のみでございます。以上です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 これにつきましては前回、前々回は採択というふうにしてあります。その上でご意見をお願いします。浦野委員

○8番 浦野委員 前段と後段に分かれると思うんですが特定建築物とか公共用の建物この役場を初め学校だとかあるいは最近では図書館、体育館、最近は耐震改修が進んでおります。そんなようなことでまだ若干古くてやってないところが残ってるのも事実ですがそういう意味ではこれはもう推進をしているものですからちょっと該当しないのではないかなと思います。あとどういうふうに行っているかは図面でこれは値段の関係、価格の関係だと思いますがこの業務報酬基準によってやっているかというのをこれもちょっと分からないところでありますので、ただ前段はかなり進んでいると。これ他のところの自治体に比べても進んでいるのではないかなというふうに思います。

○13番 中澤総務産業常任委員長 他にございますでしょうか。

○8番 浦野委員 できれば後ろの方ね、業務報酬基準に準拠しているかというのはこれは分からないので、もしさっきの企画の方で分かるなら合わせて聞ければと思います。

○13番 中澤委員 準拠した契約が行われているかどうかを確認したいということですね。

○13番 中澤総務産業常任委員長 今の人でいいの？局長

○笠原議会事務局次長 設計の内容でございますので、今企画は契約だけですので設計書の内容に入ってしまうんです。それで町の場合、耐震のものはおそらく建築系のやつは職員が積算しませんのでそうするとお呼びになるなら、設計士さん、たまたま設計士さんですのでその方がはっきり分かりますと思いますけどね。

○13番 中澤総務産業常任委員長 そこまではいい？そういう外の人たちなので今日これから呼びますか。いいということでもいいですね。荻原委員

○3番 荻原委員 そこまでする必要もないような気もするし前回採択をしてまた出てくるということなのでそこら辺のところはどうしても意味が分からないので採択をして出てくるということはどういうふうに解釈したらいいのか聞きたいけど。なので趣旨採択か...その程度でいいような気もするんだけど自分の意見です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 伊藤委員

○14番 伊藤委員 浦野さん言われたように上の方は分かりますけれど3番目の部分についてこういうものが「図面の枚数による方法が採用されている場合が多いのですが実施設計について図面枚数のみではなく既存の調査及び既存図面の作成、改修の方法の決定の作業がその他の業務として必要になりますことを確認して頂く」、これについてはこれこういうことがやらなくてはならないとか決まっていることをやっていないからやってくれと言っているのか、町としてこういう方法でやってないからということと言っているのかよく分からないのでこの部分についてはちょっと省いてもいいのではないかと私も分からないです。

○13番 中澤総務産業常任委員長 浦野委員

○8番 浦野委員 今までこういう委託業務、これ耐震改修ではなかったんですが、土地の境界面定だとかそういう業務やっていますが必ず当然だけれど建設物価というのがありまして、そういうものを元に自分で私は予定価格立てたんだけど、調査とかそういう既存10年で作成改修の方法の決定とかそういう部分も積算根拠の中に入っているんですよ。だからこの中除いて設計図書だけで1枚いくらなんていうことはちょっと考えられないと思います。

○13番 中澤総務産業常任委員長 田中次長

○田中議会事務局次長兼監査委員事務局次長 先ほどちょっと内容がというお話もあるんですが、昨日お配りした資料後ろの方に官庁施設の設計業務等積算要領陳情者の小河節郎さんの方から陳情書と一緒にいただいている資料ボリュームたくさんありますがいただいております。これを皆さんに一部ずつお配りさせていただいております。その中で今の図面の枚数云々という話あったんですが、これに伴うのかどうかですが1枚もので官庁施設の設計業務等積算要領における同算定計数のところに図面1枚ごとの業務任時間数とかそういう計数も記載されておりますのでそういう積算の根拠としてはあるのではないかといいことは考えられると思います。この資料たくさんありますけれど、ご覧になっていただいて判断していただくこともお願いしたいなということでございます。以上です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 下原委員

○6番 下原委員 耐震化などの改修だとか促進するのであるというふうな上の方の部分についてはそうはいつでもピッチは別としても進んでいると思うわけ。そういう中で専門的な今次長の言われるように、こっちの資料の中に載っていると言うけども枚数の部分で色々計算が出てくるからということについてはちょっと勉強不足か読んでないので分からないけれどもね、そういう部分については私は枚数でどうのこうのというのは専門家の人

たちは言えるかもしれないけれどそうばかりではないところの（聴取不能）たちがいる。だから勉強しろと、こういうことだろうと思うんだけどもその上の方の二つについては改修工事をやれということについてそれは進んでることなのでそれはそれで私は採択してやっていけばいいのではないかとということと、枚数のことについてはクエスチョンマークが付くのでこれをどういう格好で勉強するかということを考えていかないとこのまま一緒に書いてあるものをここだけ除いてというわけにはいかないような気がするんだよね。正直どういうふうにするか現実には、これもまた箕輪だけだという理解だというふうに思うのでそうすると箕輪のこのところは皆そういうことを承知してるのかどうか分からないけど承知していれば大したものだ、各委員会だね。多分無理だと思うよ。

○13番 中澤総務産業常任委員長 さっきの13号は最初不採択に決してるんだよね。そういう整合性になってほしいということはあるとは思うんだけどね。それとさっき言ったように願意がちょっと分からないのでそういう話題になるんだけどいずれにしろ議会の権限外のことを言われてもできないことはできない。

○8番 浦野委員 口添えをしてくれと、町の方に。

○13番 中澤総務産業常任委員長 それは斟酌したよ。

○8番 浦野委員 それは聞いたもの。前に聞きました。

○13番 中澤総務産業常任委員長 今回は聞いてないです。

○8番 浦野委員 聞いてないけど同じ文言が出ているから形を考えていいと思う。ただおそらくいわゆる建築士会では結果的に自分たちの計算でやればこのくらいもらいたいんだけど、実際に入札とか見積もりを出してみるとそれでは中々通らなくて安くされてしまうということはこういう計算をしてくれてないのではないかと。枚数だけでやってくれてるのではないかなという思いがあるから、こういうふうに出してくると思うんですよ。ただそんな枚数だけで考えて良いわけないというふうに私としたらそのことで設計ができるわけがないので、私は特に前段の方のものはもうどんどん進めているのでこれは前は確かに通したかもしれないけどもういいのではないかなと、不採択でもいいのではないかなという気はいたします。

○13番 中澤総務産業常任委員長 小島委員

○1番 小島委員 大体同じような市町村、同じようなことをやっていると思うんだけどね。本当に違法な法律からいけば違法だと思うけれども、もし違法なら訴えてもいいかなというような感じもするんだけどね。ちょっと判断難しいんだけどこれ業者から考えれば確かに分かるよ。言わんとすることはよく分かるけど住民の立場に立てばまた違うこともあるので。

○13番 中澤総務産業常任委員長 他にご意見ございますか。荻原委員

○3番 荻原委員 前回のこの件について近隣市町村ではどんな対応を取っておりますか。

○13番 中澤総務産業常任委員長 田中次長

○田中議会事務局次長兼監査委員事務局次長 前回採択及び文書配布陳情自体が出てない

ところが、なので採択が二つ、文書配布が二つ、陳情自体が出ていないところが二つあります。以上です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 他に意見ございませんか。下原委員

○6番 下原委員 委員会の中でできる範囲のこととそうでないことというのがあるわけです。そのためにそうでないことのためにはどうするかと言ったら、どこかそういう人を呼んできて勉強するか本で勉強するかというようなことをやらなくてはいけないということになるんだろうとは思いますが、そうは言っても限度というものがあ程度はある。来ても専門的なことを言われても余計に分からなくなってしまうというお話だてなきにしもあらずということがあるものですから、その辺のところの判断基準をどこに置いてやるかということだろうというふうに思うんです。分からないから分からないで放っておいて採択なり不採択なり文書配布なりをすればいいというものではないだろうということで、これからまた来て設計の枚数だとか何とかというのを誰が分かっているか知りませんが、そういう部分をやるということもまたこれも大変なことで聞いている方も今度は分からなくなってしまうということあるのである限界はある限界として対応した方がいいんじゃないかなというふうに思います。上の方のものはやっているのでそれはいいのよと言えるけど。

○13番 中澤総務産業常任委員長 田中次長

○田中議会事務局次長兼監査委員事務局次長 一点、ちょっと確認をさせていただきたいんですが先ほど来文書配布の話が出るんですが、文書配布につきまして付託の関係は議運で決定をいたしております。議運の段階で付託されたものですので文書配布というのはあり得ません。ですので、陳情の内容について議運で協議をした中で付託されたものについて文書配布というのはあり得ませんので議会運営委員会の付託のときに判断されるべきものでございますので、付託されたものについて文書配布分云々というお話は一切それは論外という言い方がいいのかどうかですが、その段階で付託された段階でこの文書配布という対応はございませんのでそこは確認をいただきたいと思います。以上です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 (聴取不能) 的に採択する。だけ町村行政なり議会の権限に属しない事項に係るものは不採択とするほかない議会の権限に属してね。そういうことで不採択(聴取不能)中身がどうであると。だって現実的に最低価格を設定しろと言っても議会が設定するわけではないのでそういう陳情だから、これは。それ言い出すときりがなくなってしまうのでもしあれだったらそれであれして言われたときにはきちっとそういう陳情を意見書を上げてくださいという陳情にこの次からしてくださいということも正しい所作ができるようになっていくと思うんだけどね。ちょっとさっきの14号でしたっけ、お願いします。他市町村の状況ね。

○竹腰企画振興財政係 先ほどの最低制限価格制度等の他市町村の設定状況でございますけれども委託料等につきましては上伊那7市町村の中で5市町村が設定しているということです。これはですね伊那市、駒ヶ根市、南箕輪村、宮田村、すみません、やっているの

平成29年12月定例会総務産業常任委員会審査

は4ですね、すみません。伊那市、駒ヶ根市、南箕輪村、宮田村でございます。ただ、すみませんこの資料が確認したのが平成27年8月20日時点でございますので、最新のものではないということをご承知いただければと思います。以上でございます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 それ以外のところはしてないということですか。

○竹腰企画振興財政係 上伊那につきましてはそれ以外のところは委託料についてはしておりません。

○13番 中澤総務産業常任委員長 ありがとうございます。

○8番 浦野委員 そういう中であって箕輪はやらないと、特別な理由等はお聞きしてないか。議論をしたことがあるのか。

○竹腰企画振興財政係 すみません、これ入札等審査委員会で工事につきましては最低制限価格の設定を決めたところなんですけれども、そのときの審議の（聴取不能）が総合評価、落札方式についてというものが主なものでそれについては工事に係るものでございますので、そういった関係で工事については設定されましたけれども委託料についてはそのときの審議の中では委託料の設定までのところでは話が出なかったというような状況です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 よろしいですか。いるうちに聞きたいことがあればどうぞ。いいですかこれで。ありがとうございます。14号の方先にやってしまいますか。ということで上伊那の状況も分かったと、先ほど意見もそれぞれ出していただいたわけでございます。ここで採決にしたいと思いますがもう少しまだ話し合いますか。採決してよろしいですか。陳情第14号 最低制限価格の設定に関する陳情書でございます。この陳情について採択とされる方は挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

○13番 中澤総務産業常任委員長 趣旨採択という方挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

○13番 中澤総務産業常任委員長 全員でございます。ありがとうございます。陳情第14号につきましては趣旨採択といたします。

続きまして第15号これにつきましてももう少し意見聞きますか。採決させていただきます。これについてはまず採択に賛成の方は挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

○13番 中澤総務産業常任委員長 不採択の方。

【賛成者挙手】

○13番 中澤総務産業常任委員長 一応不採択が3人おりますので不採択ということで決定させていただきます。

あと一つ、継続審査としておりました陳情第5号全国森林環境税の創設に関する意見書採択に関する陳情。これは前回の折にちょっと県の条例の動きもあるからというようなことで継続にしていたところでございます。その後のことについて事務局で補足するような

ことございますでしょうか。田中次長

○田中議会事務局次長兼監査委員事務局次長 前回9月のときに箕輪町としては継続審査ということになったわけですが前回の9月定例会の折、飯島町以外でこの陳情が出ていましてその結果なんです採択が2、文書配布が1、一部採択が1でございました。あとお手元に資料を、これもYahoo!に載っていた関係でございますが森林環境税創設をというちょっと情報がありましたのでお示しをさせていただきました。以上でございます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 そういうことで継続にしていたものですがその後若干いろいろと動きもあったようでございます。それらを踏まえてご意見をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。浦野委員

○8番 浦野委員 参考までにさっきの採択のところのどこが採択とかその辺を。

○13番 中澤総務産業常任委員長 次長

○田中議会事務局次長兼監査委員事務局次長 採択が辰野町、南箕輪村、一部採択が宮田村、文書配布が中川村でございます。以上です。

○13番 中澤総務産業常任委員長 小島委員

○1番 小島委員 これ前回も言ったんだけど長野県の場合は新（聴取不能）を取られているんですね、実際は。それと絡んでくると国がやってて県がやっててまたといののもどうもちょっとしっくりいかないしそれをうまく調整できればいいかなと思うんだけどばらばらだから県外から来てるから長野県の事情を知らないで来てるかなという感じもするんだけどね。考えは分かるけどそうだな、採択だなというふうには私はちょっと難しいような気がするんだよね、今の段階では。

○8番 浦野委員 ちょっとね、私も長野県はもう先進だからやってるのだと思ったら今ちょっと記憶はないけど30近くの県がやってるんです、元々。30ぐらいのところはいろいろ1,000円のところもあるし500円のところが多かったかな。そうして見るともう大体の県はやってるんですね、逆に。47都道府県のうちの確か30ぐらい。びっくりしたんだよ。

○13番 中澤総務産業常任委員長 この辺でニュースだったんだけど今言うようにやってるんだけど、だからその中で市町村でもやってるところもあって町税というか市税、ちょっと忘れてしまったんですけど取られて県税で取られて今度国で作れば三重に取られるというような話があって、だから反対だというようなのもあって。

○田中議会事務局次長兼監査委員事務局次長 審議ですのでご意見のときには必ずマイクを通していただかないと会議録起こされませんのでそこをちょっと申し訳ないですけどお願いできますか。失礼します。

○13番 中澤総務産業常任委員長 挙手して発言をお願いいたします。浦野委員、小島委員からの発言がありました。

○14番 伊藤委員 伊藤委員どうですか。二重、三重に取られるという話がありますけどやっぱり本当に大変な問題になると思うんです。こういう形のもののこういうことで徴収する中で有効利用して改善をさせていただけることなら大いに私はいいいのではないかと

は思っています。

○13番 中澤総務産業常任委員長 下原委員

○6番 下原委員 いずれにしても今全国でも47のうち30はやっているからいいと、そういう意味ではなくてそれももちろん当然のことながらあるんですけどもそういう部分でこれからを考えていったときには必要になってくるかなというふうに思うのでこのところは色々なことがあるかもしれないけれども私は採択に踏み切ってもいいのではないかなと。

○13番 中澤総務産業常任委員長 採択ですか。

○6番 下原委員 ええ、採択で踏み切ってもいいのではないかな、そう思います。

○13番 中澤総務産業常任委員長 荻原委員はどうですか。

○3番 荻原委員 確かに森林税は大事なことだとは思いますがもう少し様子を見てもいいような気がします。ですので継続。

○13番 中澤総務産業常任委員長 一通りご意見をいただいたところなんですが発言がある方、さらにお願ひいたします。

○1番 小島委員 私はそういう国のお考えもあることは分かるんだけど、それは決まってくればまた考え直さないといけないと思うので、今のこの段階で採択という考えはちょっと難しいような気がして、私は考え方は分かりますけど趣旨採択ということでそのぐらいかなと思います。

○13番 中澤総務産業常任委員長 ほか、ご意見ございませんか。今反応が寄せられた意見の中に採択がございまして継続というのもございましたのでまず先にそちらの採決をさせていただきたいと思います。趣旨採択に賛成される方挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

○13番 中澤総務産業常任委員長 残りは反対かということですか、確認のため挙手お願いします。

【賛成者挙手】

○13番 中澤総務産業常任委員長 それでは趣旨採択とはいたしません。継続という方、継続に賛成の方。

【賛成者挙手】

○13番 中澤総務産業常任委員長 これも賛成少数ですのでいたしません。ということで採択もしくは不採択で全員でもう一度やっていただきたいと思います。

午後継続となっておりました、全国森林環境税の創設に関する意見書採択に関する陳情について採択に賛成の方挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

○13番 中澤総務産業常任委員長 念のために不採択とされる方。

【賛成者挙手】

○13番 中澤総務産業常任委員長 採択が3、不採択が2ということで採択ということに

決しました。よろしくをお願いします。そうすると意見書でやるわけだね。

それでは意見書の中身ですがこれは陳情者が元々出したものですよね。この中身についてを議題といたします。とりあえず田中次長から説明をお願いします。

○田中議会事務局次長兼監査委員事務局次長 意見書 朗読

○13番 中澤総務産業常任委員長 陳情の提出者全国森林環境税創設促進議員連盟のところでひな形を出してきたものということであります。それを踏まえてこの内容についてご審議をお願いいたします。浦野委員

○8番 浦野委員 ある程度法的なところで作ったので文章的には問題がないと思います。ただ、記事の一つしかないのに1という文言を加えてありますね。向こうからの意見書の案は1とかないんですが一つなので要らないと思います。

○13番 中澤総務産業常任委員長 次長

○田中議会事務局次長兼監査委員事務局次長 ご決定いただければそのようにさせていただきます。

○13番 中澤総務産業常任委員長 では1は取るということによろしいですか。そのようにお願いいたします。他にはございますか。浦野委員からあったようにそういう公的なところで作っている文章ということで皆さんもこういう文書を出してくださいという話なのでこれによろしいですかね。そういうことによろしくをお願いします。大変慎重に検討していただいてありがとうございました。

以上で本日の審議を終了したいと思います。大変ご苦勞さまでございました。(一同「ご苦勞さまでした。」)

閉会